

2013 年度海外制度調査

# 建設・工事に関する制度 (中国)

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

北京事務所

## 目次

【関連する定義および概念】 .....	1
1. 中国建設工事市場の概況 .....	2
2. 外国企業の中国建設工事市場参入に関わる政策、法規、制度 .....	3
2.1 政府の管理体系.....	3
2.2 政策および法規.....	3
3. 外資企業が中国建設工事市場に参入する可能性の分析 .....	5
3.1 設計機関として参入する場合.....	5
3.2 施工業者として参入する場合.....	13
4. 外国企業による中国建設工事市場参入資格の分析 .....	15
4.1 設計業者として参入する場合の資格.....	15
4.2 施工業者として参入する場合の資格.....	25
5. 外国企業の中国建設工事市場参入に関する税制度 .....	35
5.1 設計業務に従事する場合.....	35
5.2 施工業務に従事する場合.....	37
5.3 常設機構（PE）の認定基準および徴税の原則.....	38
5.4 日中連携および日中租税協定に関する参考情報.....	39
6. 付属資料 .....	41
6.1 本レポートに関連する法律、法規.....	41
6.2 本レポートに関連する資格.....	43
6.3 本レポートのコンサルティングに関連する部門.....	43
6.4 建設工事に関連する政府部門および業界団体.....	44

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 【関連する定義および概念】

①外資企業：外資企業は外商独資企業ともいう。中国の法律に基づき、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く中国国内を指す。逆に中国国外とした場合、香港・マカオ・台湾を含めた外国を指す。以下同じ）に設立した全ての資本が外商（外国投資者）の投資によって成立した企業を指す。外資企業は外国の企業およびその他の経済組織が中国国内に設立した支社・下部組織を含まない。

②中外合弁経営企業：中国の関連する法律に基づき、中国国内に設立した外国企業、商業組織およびその他経済組織または個人が中国企業、商業組織またはその他の経済組織と共同で立ち上げた共同経営企業であり、即ち、2つ以上の異なる国籍の投資者が共同で投資し、設立した共同で経営を行い、損益を共有する有限責任企業をいう。「中外」とは「中国と外国」の意である。

③中外合作経営企業：契約式合同経営企業ともいい、外国企業、商業組織およびその他の経済組織または個人が、中国の法律に基づき、中国の企業、商業組織またはその他の経済組織と中国国内に共同で投資または合作（提携を意味する）条件を提供して設立した企業である。その主な特徴は、合作企業は法人資格の実体、即ち、有限責任企業を構成することができ、また、提携する双方が共同で出資または提携条件を提供し、合作企業契約の約定に基づいて企業の経営を管理し、双方が企業の債務請負に対して無期限の連帯責任を負担することで非法人の経済実体、即ち、法人資格を持たない企業とすることもできる。

④外商投資企業：国外に投資母体を持つ企業が中国国内で投資し、設立した①～③の企業の総称

⑤外国企業：中国国外の企業を指す。中国国内で投資を行っているか否かを問わない。

⑥外国投資建設工事：外国企業が直接投資した建設工事。

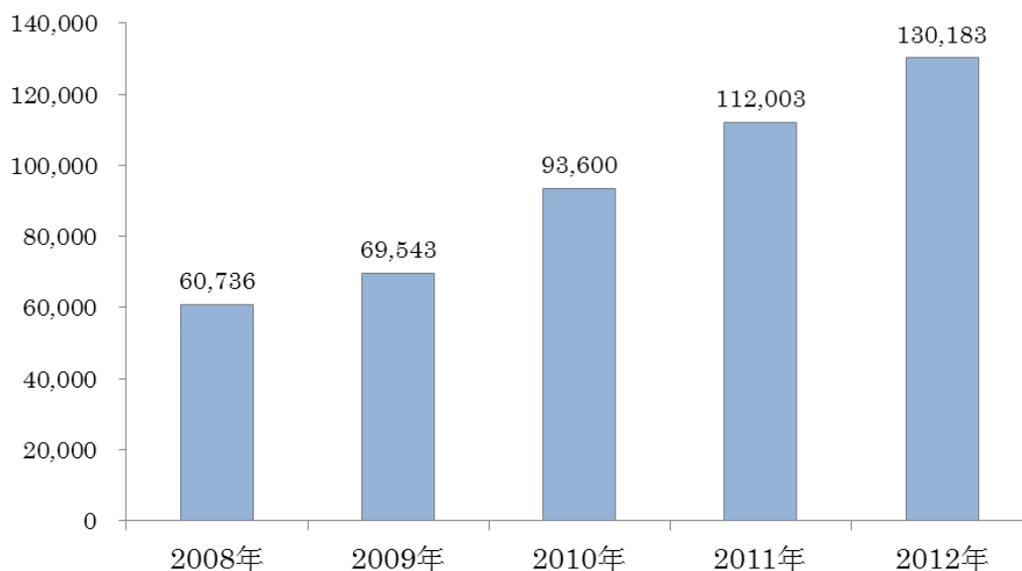
⑦外国贈款建設工事：中国の財政部または財政部が国務院の認可を得て国を代表し、受贈者として受け取った、貸付金と合わせて使用することを前提条件としない国際資金贈与によって行われる建設工事。

⑧外国投資および贈款建設工事：外国企業からの投資と外国からの資金贈与により共同で行われる建設工事。

## 1. 中国建設工事市場の概況

中国における建設(建築)工事市場の発展は著しく、2012年時の市場規模はすでに130,183億元に到達しており、2008年から2012年における複合増長率は21%に達している。

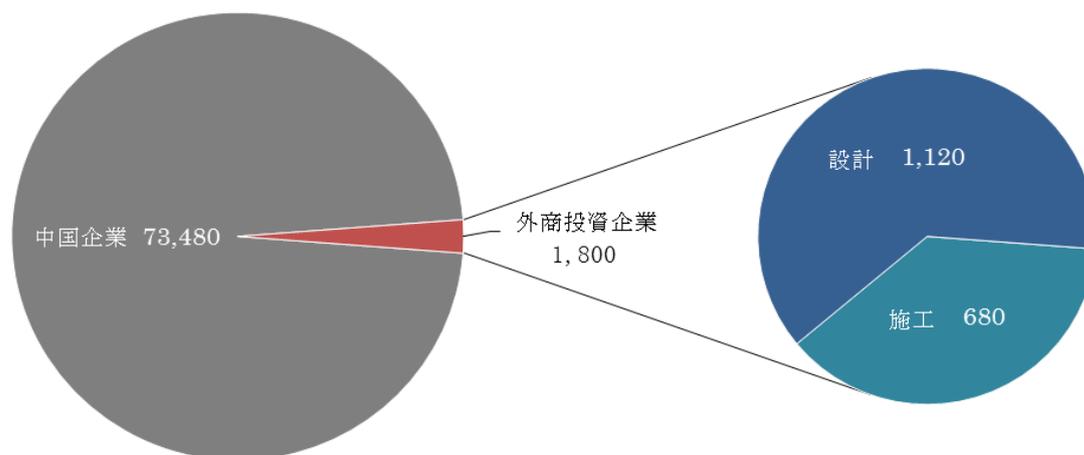
図 1-1 中国建設工事市場規模の発展 (単位：億元)<sup>1</sup>



出典：中国住宅・都市農村建設部、中国国家统计局のデータを基に作成

中国の建設工事設計および施工に携わる企業は2012年時点で合計7万5,280社、そのうち、外国企業が占める割合は2%であった。

図 1-2 中国建設工事市場の企業数 (単位：社)<sup>2</sup>



出典：中国住宅・都市農村建設部、中国国家统计局のデータを基に作成

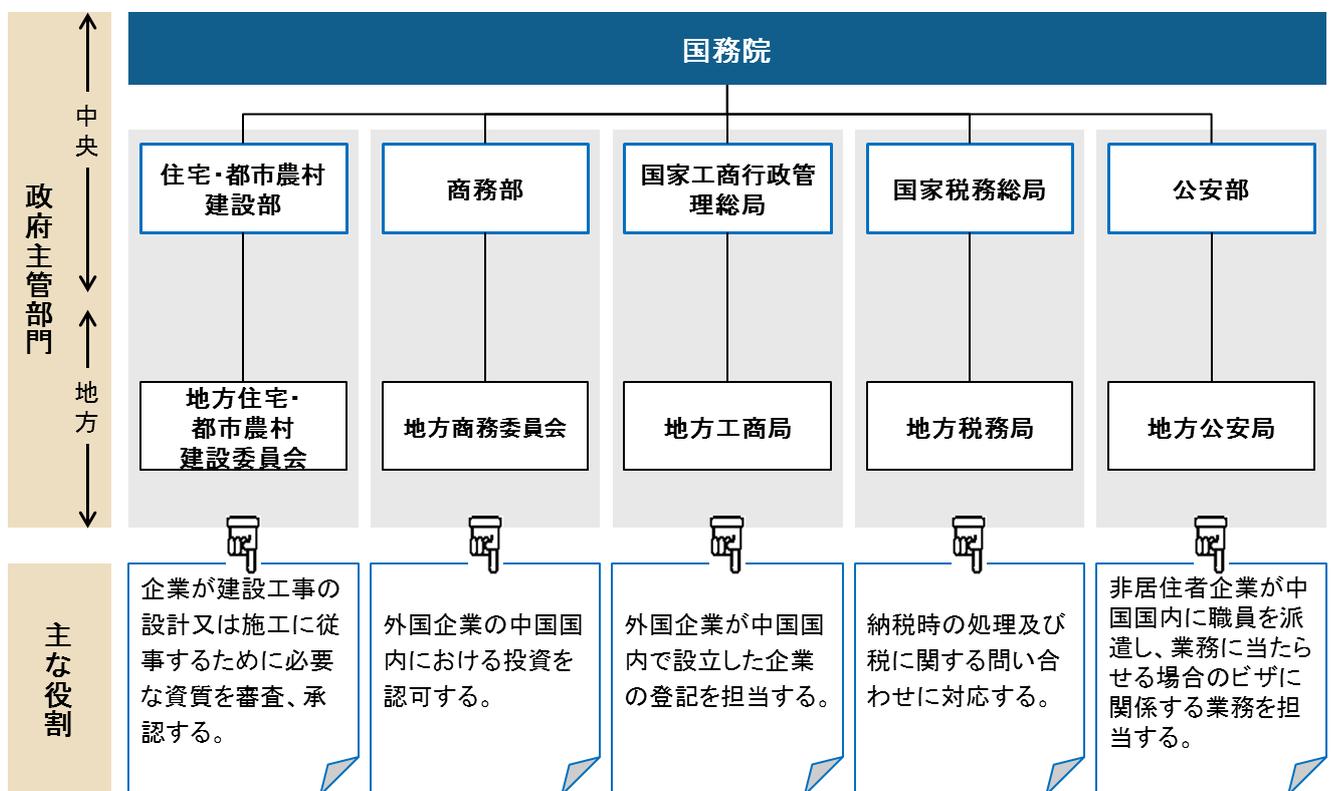
脚注 1、2：中国住宅・都市農村建設部および中国国家统计局は、2012年以降のデータを公開していない。

## 2. 外国企業の中国建設工事市場参入に関わる政策、法規、制度

### 2.1 政府の管理体系

長期にわたる中国経済の発展とともに、中国における建設工事市場もまた安定した発展を続けており、このことがより完全な政府の管理体系を形成することにもつながっている。これらの管理体系において、外国企業が中国建設工事市場に参入した場合の投資、納税、非居住者企業による中国国内への従業員派遣等については、それぞれを専門に担当する政府部門が存在する。具体的な管理体系を下図に示す。

図 2-1 外国企業の中国建設工事市場参入に関わる政府の管理体系



出典：中国住宅・都市農村建設部のデータを基に作成

### 2.2 政策および法規

中国の建設工事市場を完全なものとし、外国企業による中国建設工事市場参入に関連する管理業務をさらに健全化するため、当時の国家計画委員会（現在の国家發展改革委員會）、對外經濟貿易部（現在の商務部）が公布した「中外合作設計工事事業暫定規定」（1986年）を皮切りに、政府は外国企業の中国建設工事市場参入に関わる政策、法規を立て続けに公

布、更新、廃止している。2012年時点で有効な外国企業が注目すべき政策、法規は以下の通りである。

図 2-2 外国企業の中国建設工事市場参入に関わる政策、法規（現在も有効なもの）

	非居住者企業	居住者企業				
		外資企業	中外合弁経営企業	中外合作経営企業		
↑ 建設工事 設計 ↓	◇ 外国企業が中華人民共和国国内において建設工事の設計業務に従事する場合の管理に関する暫定規定	◇○ 外商投資建設工程設計企業管理規定				
		◇ 外国企業が中華人民共和国国内で建設工事設計業務に従事する場合の管理に関する暫定規定				
		◇○ 外商投資建設工程設計企業管理規定実施細則				
		◇ 建設工程勘察設計管理條例				
		◇ 中華人民共和国外資企業法細則	◇ 中華人民共和國中外合弁經營企業法實施條例	◇ 中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則		
		△ 中華人民共和國企業所得稅法實施條例				
		△ 中華人民共和國營業稅暫定條例				
		「營業稅の増値稅への徵稅變更試行計畫」印刷配布に関する通知				
		△ 國家稅務總局 稅收協定常設機構認定等關連問題に関する通知				
		△ 國家稅務總局 外國企業が中國国内で役務活動を提供する常設機構の判定および利潤の帰属問題に関する回答				
		△ 國家稅務總局 外國企業の常駐代表機構が稅收協定でいう常設機構にあたるか否かの問題に対する説明に関する通知				
		△ 國家稅務總局 中日稅收協定およびその議定書關連條文の説明に関する通知				
		△ 「外國企業常駐代表機構稅收管理暫定弁法」印刷配布に関する通知				
		△ 中華人民共和國政府および日本政府 所得稅の二重課稅の回避および脱稅防止に関する協定				
		◇ 中華人民共和國入札募集・入札法實施條例				
		↑ 建設工事 施工 ↓		◇○ 外商投資建設業企業管理規定		
				○ 建設部 外商投資建設業企業管理規定における關連資格管理に関する實施弁法		
◇ 中華人民共和国外資企業法實施細則	◇ 中華人民共和國中外合弁經營企業法實施條例			◇ 中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則		
△ 中華人民共和國企業所得稅法實施條例						
△ 中華人民共和國營業稅暫定條例						
「營業稅の増値稅への徵稅變更試行計畫」印刷配布に関する通知						
◇ 中華人民共和國出境入境管理法						
△ 國家稅務總局 稅收協定常設機構認定等關連問題に関する通知						
△ 國家稅務總局 外國企業が中國国内で役務活動を提供する常設機構の判定および利潤の帰属問題に関する回答						
△ 國家稅務總局 外國企業の常駐代表機構が稅收協定でいう常設機構にあたるか否かの問題に対する説明に関する通知						
△ 國家稅務總局 中日稅收協定およびその議定書關連條文の説明に関する通知						
△ 「外國企業常駐代表機構稅收管理暫定弁法」印刷配布に関する通知						
△ 中華人民共和國政府および日本政府 所得稅の二重課稅の回避および脱稅防止に関する協定						
◇ 中華人民共和國入札募集・入札法實施條例						

で示されているものは、中国建設工事企業に参入する外国企業にとって最も重要な政策、法規である。

出典：中国住宅・都市農村建設部のデータを基に作成

- 建設工事市場に携わる資格に関するもの
- △ 建設工事市場の税収に関するもの
- ◇ 資格、税収以外の管理、監督に関するもの

### 3. 外資企業が中国建設工事市場に参入する可能性の分析

#### 3.1 設計機関として参入する場合

##### 3.1.1 法的依拠

2001年、中国がWTOに加盟し、中国の建設工事市場の外国企業の参入に対する政策は、次第に開放へと向かい、一連の関連の政策、法令が公布され、2001年以前の政策、法令が部分的に廃止された。現在、外資企業の参入および中国の工事設計業務に影響のある法令は主に以下の通りである。

表 3-1 外資企業の中国の建設工事市場参入に関連する法令（設計機関）

法令名	法令番号	公布機関	公布年	主な内容
外商投資建設工事設計企業管理規定	建設部、対外貿易経済合作部令第114号	建設部 対外貿易 経済合作部	2002年	①外国投資者は中国国内で工事設計企業を設立し、建設工事設計活動に従事する場合、建設行政主管部門が公布する建設工事設計企業資格を取得すること ②中外合弁、中外合作経営建設工事設計企業で、中国側合同経営者の出資総額は資本金の25%を下回ってはならない
外国企業が中華人民共和国国内において建設工事の設計活動に従事する場合の管理に関する暫定規定	建市 [2004]78号	建設部	2004年	①非居住者企業は中国国内の建設工事設計を請け負うとき、少なくとも1社の建設行政主管部門が公布した建設工事設計資格を持つ中国の設計企業を選択し中外合作設計を行わなければならない。 ②建設工事初期設計（基礎設計）を提供する前の計画設計は本規定に従う必要はない
外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則	建市 [2007]18号	建設部 商務部	2007年	外商投資建設工事設計企業が初めて工事設計資格を申請するとき、2件以上の中国国外で完成させた工事設計業績を提出し、そのうち1件の工事設計業績はその所在国または所在地区で完成させたものであること

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

##### 3.1.2 非居住者企業が設計業者として参入する場合の可能性

「外国企業が中華人民共和国国内において建設工事の設計活動に従事する場合の管理に関する暫定規定」に基づけば、非居住者企業は設計業者として中国建設工事市場に参入す

ることができる。

- ① プラン設計（コンセプト設計）では、非居住者企業は国外で納品する形であれば、単独でこの設計に携わることができる。
- ② 基礎設計および施工図設計では、非居住者企業は資格ある中国企業と提携しなければこれらの設計に携わることはできない。

非居住者企業が中国建設工事市場で設計に携わる場合のその他の注意事項について以下にまとめる。

### **(1)非居住者企業と中国現地企業の設計分野での提携制度**

同じく「外国企業が中華人民共和国国内で建設工事設計活動に従事する場合の管理に関する暫定規定」（建市[2004]78号）に基づき、外国企業が中国国内で建設工事設計業務（基礎設計、施工図設計）を行う場合、建設行政主管部门が交付する建設工事設計資格を有する中国の設計企業、少なくとも1社と提携しなければならない。また、中国の設計企業の資格で認められている範囲内でのみ設計業務を行うことができる。

共同で設計を行う際、中国側設計企業または双方の設計企業が建設業者と工事設計契約を締結し、各当事者の権利、義務を明確にしなければならない。また、工事設計契約書は中国語で作成しなければならない。

外国企業が中国側設計企業と共同で設計を行う際、共同設計契約を締結し、各当事者の権利、義務を明確にしなければならない。共同設計契約は中国語で作成しなければならない。

### **(2)非居住者企業が設計事業を現地工事業者に請け負わせる制度**

「中華人民共和国入札募集・入札法实施条例」（中華人民共和国国务院令第613号）に基づき、落札者は落札した事業を他者に譲渡してはならない

また、「建設工事実地調査設計管理条例」（中華人民共和国国务院令第293号）に基づき、建設工事設計業者は請け負った建設工事設計を下請に出してはならない。

### **(3)重点特別事業に関する制度**

重点特別事業（原文、重点專項項目）を規定する単独の法令、制度はない。入札要件を満たしていればどの企業も入札可能である。落札後、施主と落札者の契約で工期を定める。一部の重点事業では、工期目標責任書を締結し、工期のほかに落札者の責任、罰則などを定めることがある。

プロジェクトの工期目標責任書の例

北京市人民政府「2008」工事建設指揮部執務室（オリンピック関連中の建設事業を実行するために北京市政府が設立した機構。オリンピックに関連する建設事業の管理、統括を担当）は、国家体育場（通称、鳥の巣）、国家水泳センター（通称、ウォーターキューブ）、五棵松体育館、選手村などの「2008」プロジェクトの建設施工主と工期目標責任書を締結

している。責任書では、「2008」工事建設指揮部が設定した最終竣工期限までに、品質目標の確保、安全生産を前提にすべての建設を完了させなければならないと規定された。

#### **(4)非居住者企業が出向して業務を完成させる前提で請負契約を締結することに関する制度**

「外国企業が中華人民共和国国内で建設工事の設計活動に従事する場合の管理に関する暫定規定」(建市[2004]78号)に基づき、工事設計契約は、共同で設計にあたる中国側設計企業または中外双方の設計企業が建設業者と締結しなければならない。

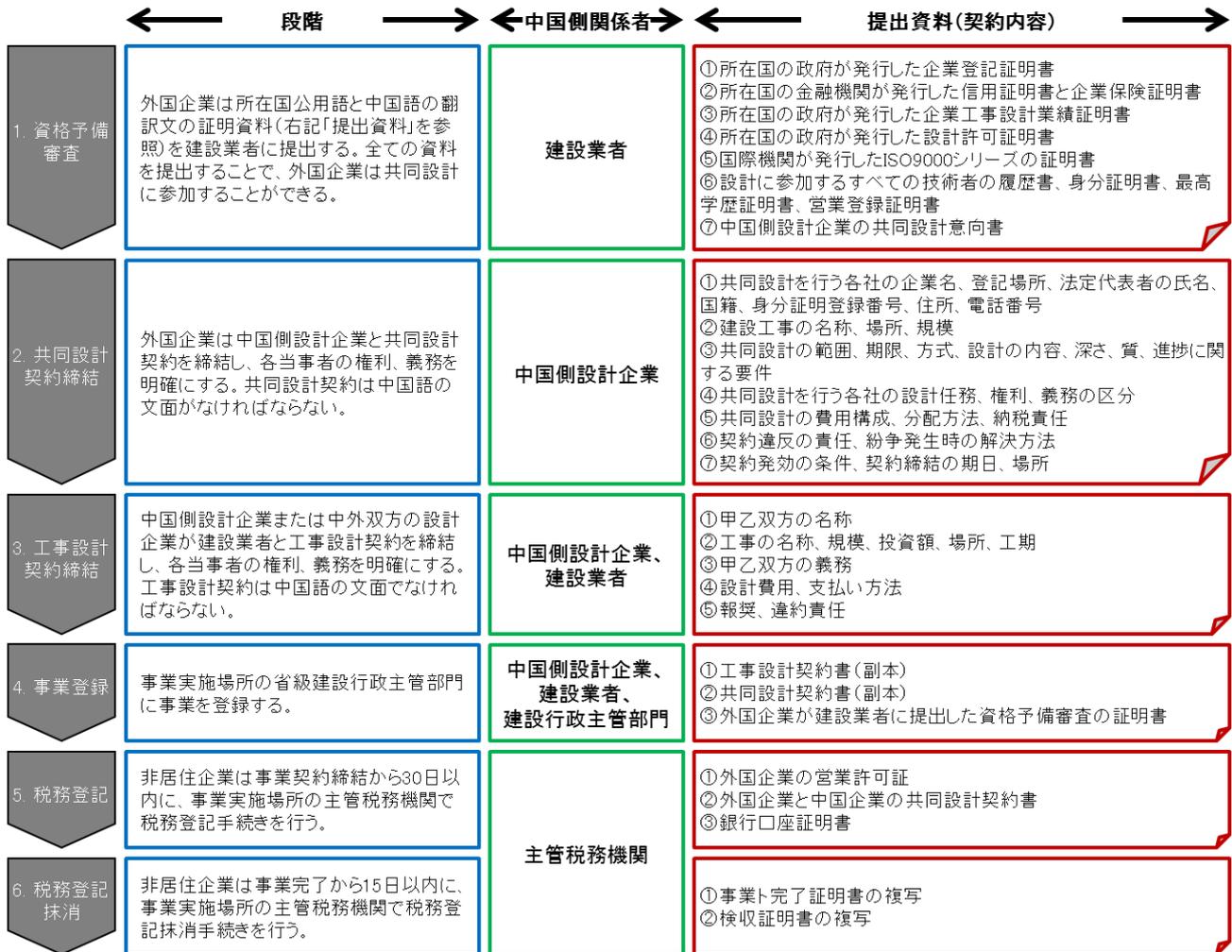
外国企業が出向で作業を行う必要があるかどうかに関わらず、非居住企業は単独で請負契約を締結してはならない。中国側企業が外国設計企業に委託する場合も、建設行政主管部門が交付する建設工事設計資格を有する中国側設計企業、少なくとも1社と提携しなければならない。

「中華人民共和国出境入境管理法」(中華人民共和国主席令第57号)に基づき、全ての外国人が中国に入国する場合、中国の外交代表機関、領事機関または外交部が認定したその他の駐在機関にビザを申請しなければならない。招聘または雇用を受けて中国で業務を行う外国人は、ビザ申請時に招聘または雇用証明書を提出しなければならない。

#### **(5)非居住者企業が中国で建設設計業務を行うことに関する手続き**

「外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則」の規定に基づき、非居住者企業が中国設計業務に参入するには資格の事前審査、設計提携合意の締結、工事設計契約の締結、事業の届け出、税務登記、登記抹消の6つの段階を経る必要がある。具体的には次の通りである。

図 3-1 非居住企業の中国での建築設計業務フロー



出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

### 3.1.3 居住者企業が設計業者として参入する場合の可能性

「外商投資建設工事設計企業管理規定」に基づき、居住者企業は「建設工事設計企業資格」(資格の詳細については 4. を参照) 取得後、中国内で建設工事の設計事業を請け負うことができる。

居住者企業が設立できる機構の種類や異なる種類の機構の設立について、その設立手続きおよび優位性、劣位性を分析、以下にまとめる。

#### (1) 居住者企業が参入するための組織形態

「外商投資建設企業管理規定」(113 号令) および「外商投資建設工事設計企業管理規定(外商投資建設工事設計企業管理規定)」(114 号令)に基づき、外国企業が中国国内で建設工事の施行、設計に携わるには、外資企業、中外合弁経営企業、中外合作経営

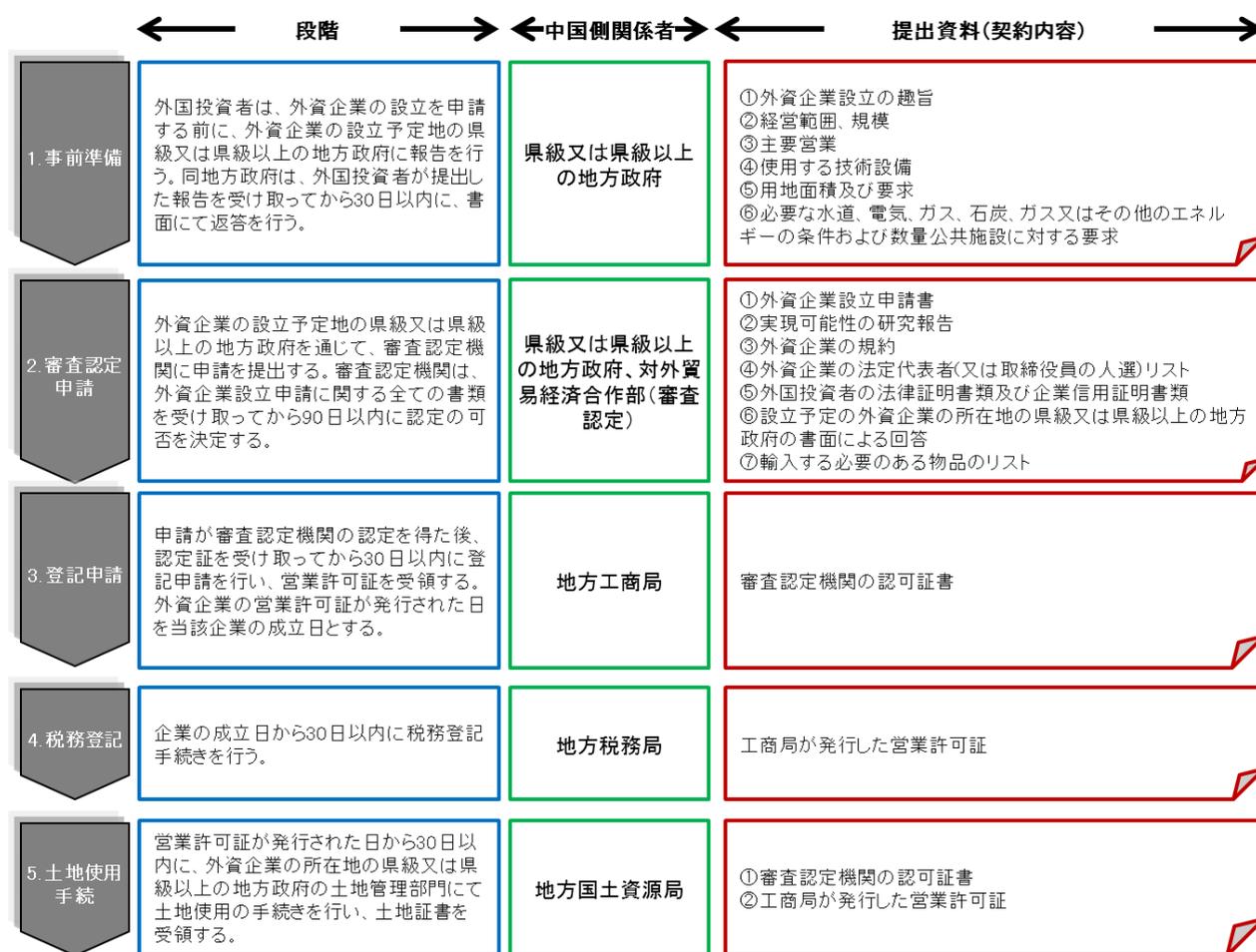
企業のいずれかの組織形態をとる必要がある。中外合弁経営企業および中外合作経営企業の設立については、中国側共同経営企業の出資総額が資本金の25%以上でなければならない。

## (2) 居住者企業が異なる種類の機構を設立する場合の手続き

### ① 外国企業の設立手続き

「中華人民共和国外資企業法実施細則」の規定に基づき、外国企業が中国で投資し、企業を設立する場合の具体的な手続きは以下のとおりである。

図 3-2 外資企業設立の手続きの流れ

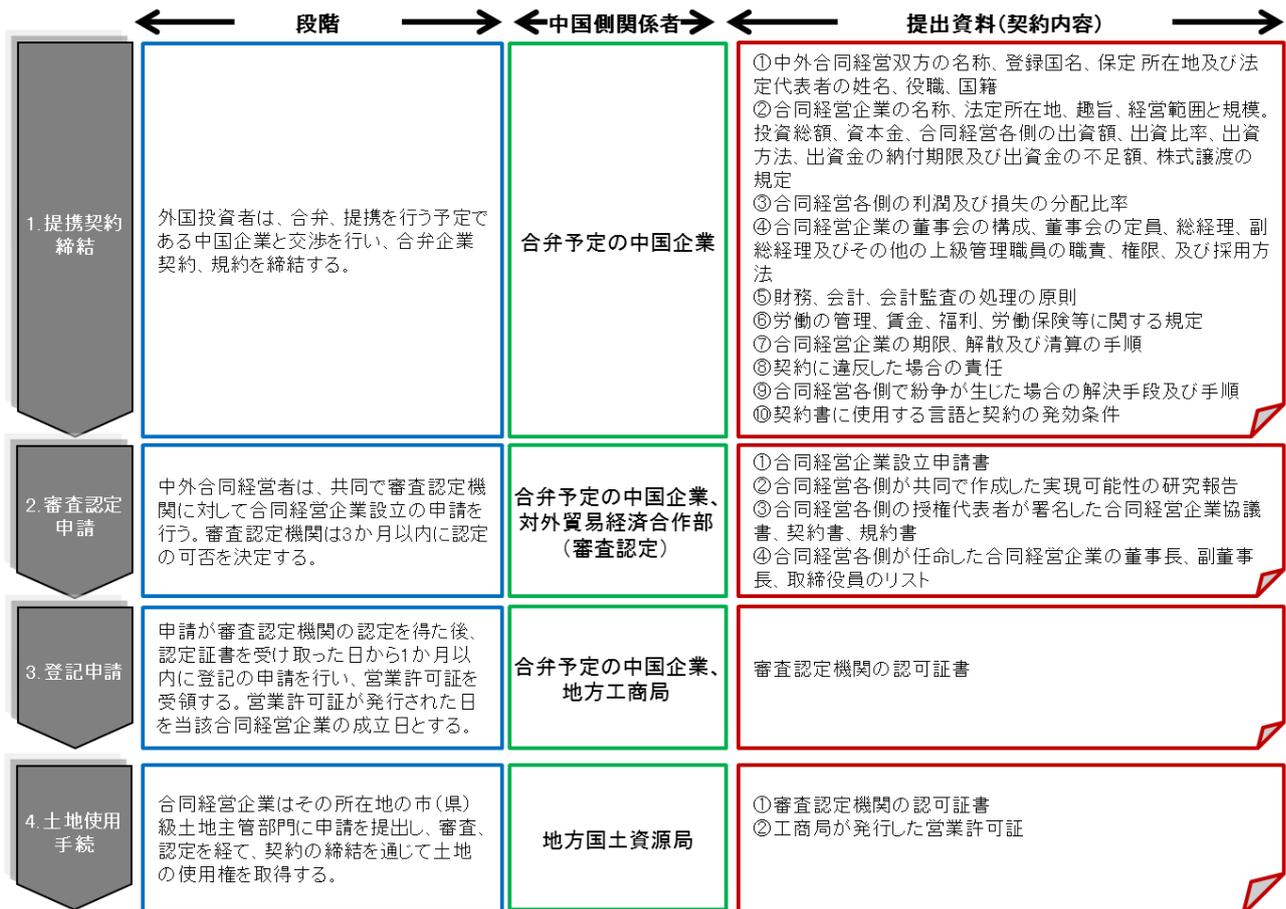


出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## ② 中外合弁経営企業設立の手続き

「中華人民共和国中外合弁経営企業実施条例」の規定に基づき、外国企業が中国国内で、中国企業との合弁経営企業に投資する場合の具体的な手続きは以下の通りである。

図 3-3 中外合弁経営企業設立の手続きの流れ

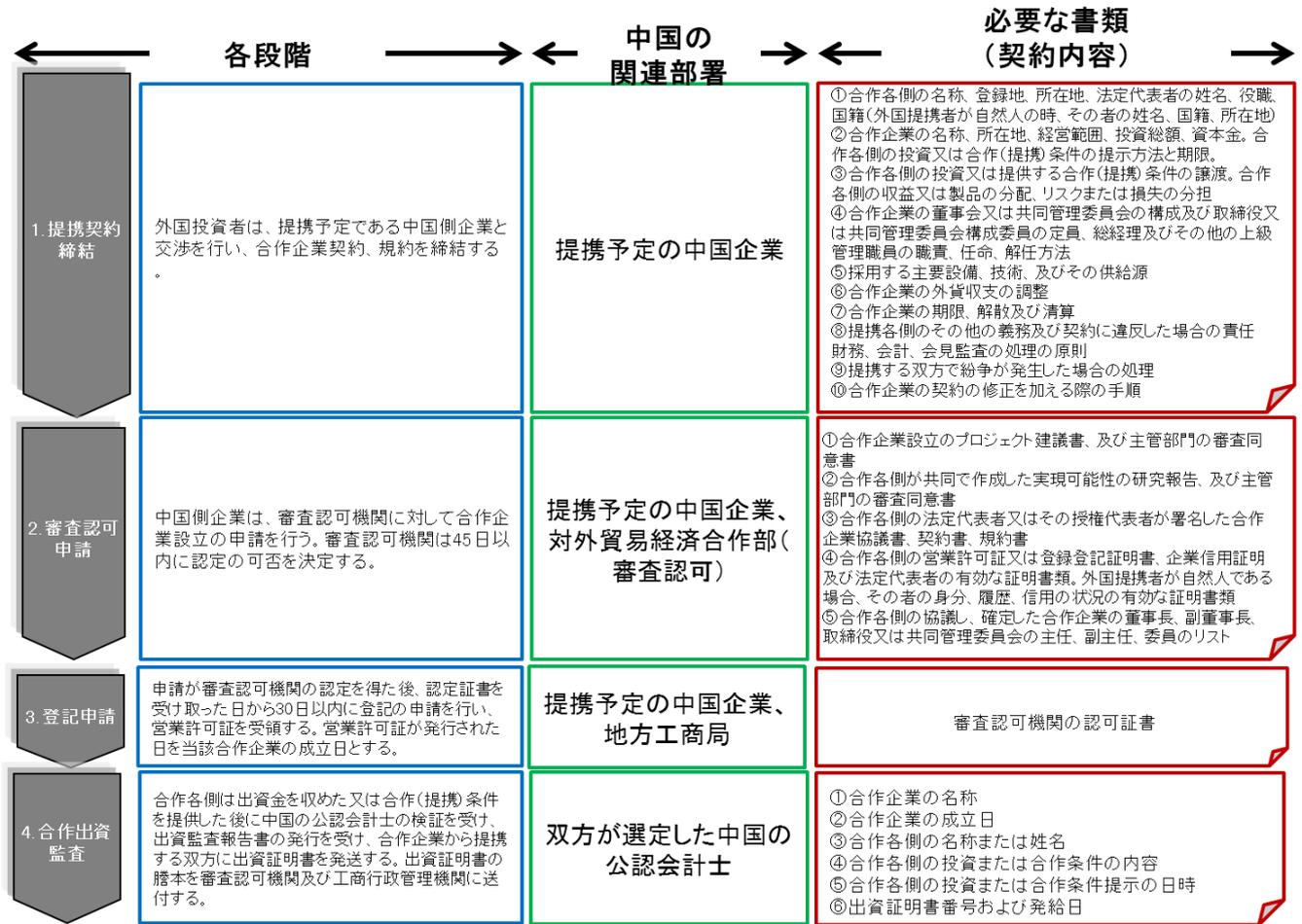


出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## ③ 外合作経営企業設立の手続き

「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」の規定に基づき、外国企業が中国国内で中国企業との合作経営企業に投資する場合の具体的な手続きは以下のとおりである。

図 3-4 中外合作経営企業設立の手続きの流れ



出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

### (3) 居住者企業が設立する各組織形態の優位性、劣位性の分析

「中華人民共和国外資企業法実施細則」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例」、「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」ならびに「外商投資建設業企業管理規定」および「外商投資建設工事設計企業管理規定」に基づいて 3 つの組織形態それぞれの優位性、劣位性を分析した。外資企業、中外合弁経営企業、中外合作経営企業の 3 つの組織形態が、中国国内で建築分野での設計、施行業務を行う場合、以下の 4 領域においてそれぞれ優位性、劣位性を持つ。

図 3-5 各組織形態の優位性、劣位性分析

優劣 企業形態	優位性	劣位性
	<b>外資企業</b>	<p>(1)業務を請け負う範囲 設計分野では、国家安全秘密保持業界を除き、制限はない。</p> <p>(2)投資リスク 相対他の2形態と比べ、優位性はない。</p> <p>(3)企業収益 提携企業と分配する必要がないため、事業で得られる利潤は3種のうち最大である。</p> <p>(4)事業の広報 他の2形態と比べ、優位性はない。</p>
<b>中外合弁経営企業</b>	<p>(1)業務を請け負う範囲 施行及び設計分野では、国家安全秘密保持業界を除き、制限はない。</p> <p>(2)投資リスク 共同で投資経営を行うため、提携企業と投資コストとリスクの一部を分担できる。</p> <p>(3)企業収益 他の2形態と比べ、優位性はない。</p> <p>(4)事業の広報 提携企業が持つ人脈や後ろ盾を利用して事業の広報を行うことができるため、外資企業と比べその難易度は低い。</p>	<p>(1)業務を請け負う範囲 中外合作経営企業他の2形態と比べ、劣位性はない。</p> <p>(3)企業収益 合弁企業の中国側の企業は、投資額が資本金の25%を下回ってはならないため、その収益は実際の投資比率に基づいて分配される。よって、利潤の最大化は望めない。</p> <p>(4)事業の広報 他の2形態と比べ、劣位性はない。</p>
<b>中外合作経営企業</b>	<p>(1)業務を請け負う範囲 施行及び設計分野では、国家安全秘密保持業界を除き、制限はない。</p> <p>(2)投資リスク 経営企業は双方の合作協議に基づき、投資方法を選択できるため、外国側企業は技術を提供し、中国側企業は土地を提供するといった柔軟な提携方法が可能である。そのため、投資リスクは最も低い。</p> <p>(3)企業収益 相対他の2形態と比べ、優位性はない。</p> <p>(4)事業の広報 合作当事者が持つ人脈や後ろ盾を利用して事業の広報を行うことができるため、外資企業と比べその難易度は低い。</p>	<p>(1)業務を請け負う範囲 他の2形態と比べ、劣位性はない。</p> <p>(2)投資リスク 双方の合作が満期になった際、合作経営企業の資産は、全て中国側の提携者の所有に帰する。</p> <p>(3)企業収益 中外合作経営企業は契約式共同経営企業に属す。つまりそれぞれの投資は値決め、株式の計算を行わず、中外合作者はなんらかの比率に基づいて収益又は製品の分配を行い、リスク及び損失を分配し、合作企業の契約によって約定する。よって、利益を分配する必要はあるが、他の2種と比べて柔軟性があるといえる。</p> <p>(4)事業の広報 相対他の2形態と比べ、劣位性はない。</p>

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

### 3.2 施工業者として参入する場合

#### 3.2.1 法的依拠

外国企業が施工業者として中国建設工事市場に参入できるかどうかは、主に以下の法規により決定される。

表 3-2 外国企業が施工業者として中国建設工事市場に参入する場合の関連法規

法令名	法令番号	公布部門	公布年	主な内容
外商投資建設業企業管理規定	建設部、対外貿易経済合作部令第113号	建設部、対外貿易経済合作部	2002年	①外国投資者が中国国内に建設業企業を設立し、建築活動を行う場合、建設行政主観部門が交付する建設業企業資格を取得しなければならない。 ②外資建設業企業は以下の工事のみ請け負うことができる。1. すべて外国の投資、外国の資金援助、外国の投資および資金援助で建設する工事、2. 国際金融機関が資金援助し、貸付条項にもとづいて行う国際入札で与えられる建設事業、3. 外資が50%以上の中外共同建設事業、および外資は50%未満だが、技術的困難のため中国建築企業が単独で実施することができず、省、自治区、直轄市人民政府建設行政主管部門が承認した中外共同建設事業、4. 中国が投資するが、技術的困難のため中国建築企業が単独で実施することができない建設事業は、省、自治区、直轄市人民政府建設行政主管部門の承認を得た後、中外建築企業連合が請け負うことができる。 ③施工元請負工事を請け負う外商投資建設業企業の建築工事主体構造施工は、自社で行わなければならない。 ④外商投資建設業企業とその他の建設業企業が共同で請け負う場合、資格等級の低い企業の業務許可範囲にしたがって工事を請け負わなければならない。
「建設部外商投資建設業企業管理規定における関連資格管理に関する実施方法」の印刷配布に関する通知	建市[2003]73号	建設部	2003年	新規設立の外商投資建設業企業の資格等級は、最低等級にしたがって査定する。また、1年間の暫定期間を設ける。

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

#### 3.2.2 非居住者企業が施工業者として参入する場合の可能性

「外商投資建築企業管理規定」に基づき、非居住者企業は施工業者として中国建設工事市場に参入し、事業を請け負うことはできない。

### 3.2.3 居住者企業が施工業者として参入する場合の可能性

「外商投資建築企業管理規定」および「『建設部 外商投資建築企業管理規定中の関連する資格管理の実施に関する弁法』印刷配布に関する通知」の規定に基づき、居住者企業は、「建設業企業資格」（資格の詳細については 4. を参照のこと）を取得すれば、中国内で建設工事事業を請け負うことができるようになる。ただし、請け負うことができるのは以下の 4 種の工事事業のみである。

- ①すべての資金が外国投資、外国の資金贈与または外国からの投資および資金贈与によって行われる工事。
- ②国際金融機構が資金の助成を行い、貸付金条項に基づいて行った国際入札募集を通じて補助金を投入して行われる建設事業。
- ③外資が 50% またはそれ以上を占める外国企業と中国企業の共同建設。外資の占める割合が 50% 以下であるが、技術的な問題から中国の建築企業単独では実施できない、省、自治区、直轄市の人民政府が設立した行政主管部門が認可した中外共同の建設事業。
- ④中国の投資によるが、技術的な問題から中国の建築企業単独では実施できない場合、省、自治区、直轄市の人民政府が設立した行政主管部門が認可すれば、中外建築企業が共同で請け負うことができる。

中外合資経営企業および中外合作経営企業の分野については、中国側の共同経営企業の出資総額がその企業の登録資本の 25% 以上でなければならない。

施工業務に従事する居住者企業が設立できる機構の種類や異なる機構の設立手続きおよびその優位性、劣位性の分析は居住者企業が設計機関として参入する場合のそれと同じであるため、ここでは贅述を避ける。本章 3.1.3 を参照されたい。

## 4. 外国企業による中国建設工事市場参入資格の分析

### 4.1 設計業者として参入する場合の資格

#### 4.1.1 資格要件

外国投資者が中国国内に外資企業、中外合弁経営企業、中外合作経営企業を設立し、建設工事設計を行う場合、中華人民共和国住宅・都市農村建設部が発行した「建設工事設計企業資格」を取得する必要がある。「建設工事設計企業資格」には4つの分類がある。

①工事設計総合資格：21の業界（石炭、化学工業・石油化学・医療および薬品、石油天然ガス、電力、冶金、軍事工業、機械、商業・食物、原子力産業、電子・通信・ラジオおよびテレビ放送、紡績およびその他の軽工業、建材、鉄道、道路、水運、民用航空、都市行政、農業および林業、水利、海洋、建設）の設計資格をカバーしている。この資格を取得すれば21の業界の設計業務を行える。ただし、外資企業がこの資格を獲得することは非常に難しい。

②工事設計業界資格：21の業界のうち、ある1つの業界資格標準中のすべての設計類型の設計資格である。取得後、その業界のすべての専門設計を行うことができる。例えば、建設業界の資格を取得すれば、建設業界内の全ての設計を行うことができるようになる。

③工事設計専門資格：①の21の業界のうちの1つの業界の1つの専門の設計資格を指し、取得後はその専門の設計のみを行うことができる。

④工事設計特別事業資格：すでに形成された産業の特別事業技術のために制定された設計と施工が一体化した資格で、この資格を獲得すれば、工事設計のみでなく、工事施工も行うことができる。

「建設工事設計企業資格」は中華人民共和国住宅・都市農村建設部が主管している。資格は、各業界の実情に基づいた段階分けがなされており、多くは甲級、乙級、丙級、丁級の4種類であるが、建設装飾工事設計特別資格は甲、乙、丙の3種類しかないなど、一部例外もある。最初はず丁級を申請する。

外資企業が初めてこの資格を申請する際は、中国国外で行った2件以上の工事設計の業績を提出しなければならない。そのうち少なくとも1件の工事設計の業績は、外資企業の所在地のある国・地域での業績でなければならない。すでに持っている資格をさらに上の級に昇級させる場合は、工事設計資格を取得後、中国国内または中国国外で行った工事設計の業績を複数提出し、そのうち少なくとも2件の工事設計業績は中国国内で行った実績でなければならない。

「建設工事設計企業資格」に基づく、各資格の詳細な申請条件は以下の通りである。

#### 4.1.2 資格の申請条件

##### (1) 工事設計業界資格

この資格には甲、乙、丙の3種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである

表 4-1 工事設計業界資格の申請要件

資格名	工事設計業界資格（建設業界）		
資格等級	甲級	乙級	丙級
企業の資格と経歴信用条件	①独立企業法人資格をもち、資本金 600 万元以上 ②企業完成させたことのある工事設計事業が、申請業界の主な <b>専門技術人員配備表</b> 中の工事設計類型の業績考査の要求を満足させていること、且つ、業績考査をする各設計類型の大型事業工事設計が 1 件以上、または中型事業工事設計が 2 件以上を要求し、併せて建設が終わり稼働していること	独立企業法人資格をもち、資本金 300 万元以上	独立企業法人資格をもち、資本金 100 万元以上
技術条件	①主要専門技術人員数が、申請業界の資格標準における <b>主要専門技術人員配備表</b> に規定される人数を下回らないこと ②企業の主要技術責任者または総工師は大学本科以上の学歴を有し、10 年以上の設計経歴があり、申請業界の大型事業工事設計 2 件以上を主管した経験があり、登記業務執行資格または高級専門技術職稱を有すること ③ <b>主要専門技術人員配備表</b> が規定する人員において、専門の非登記人員が専門技術責任者として主管した申請業界の中型以上の事業が 3 件以上あり、そのうち大型事業が 1 件以上あること	①主要専門技術人員数が、申請業界の資格標準における <b>主要専門技術人員配備表</b> に規定される人数を下回らないこと ②企業の主要技術責任者または総工師は大学本科以上の学歴を有し、10 年以上の設計経歴があり、申請業界の大型事業工事設計 1 件以上、中型事業工事設計 3 件を主管した経験があり、登記業務執行資格または高級専門技術職稱を有すること ③ <b>主要専門技術人員配備表</b> が規定する人員において、専門の非登記人員が専門技術責任者として主管した申請業界の中型以上の事業が 2 件以上あり、そのうち大型事業が 1 件以上あること	①主要専門技術人員数が、申請業界の資格標準における <b>主要専門技術人員配備表</b> に規定される人数を下回らないこと ②企業の主要技術責任者または総工師は大学専科以上の学歴を有し、10 年以上の設計経歴があり、申請業界の工事設計 2 件以上を主管した経験があり、中級専門技術職稱を有すること ③ <b>主要専門技術人員配備表</b> が規定する人員において、専門の非登記人員が専門技術責任者として主管した申請業界の事業工事設計が 3 件以上あること
技術、設備、管理レベル	固定した作業場所がある		

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## (2) 工事設計専門資格

この資格には甲、乙、丙、丁の4種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-2 工事設計専門資格申請条件

資格名	工事設計専門資格（建設業界）			
資格等級	甲級	乙級	丙級	丁級
企業の資格と経歴信用条件	①独立企業法人資格をもち、資本金は300万元以上 ②完成させたことのある申請業界に相応する専門設計類型大型事業工事設計が1件以上、または中型事業工事設計が2件以上、併せて建設が終わりすでに稼働していること	独立企業法人資格をもち、資本金100万元以上	独立企業法人資格をもち、資本金50万元以上	独立企業法人資格をもち、資本金5万元以上
技術条件	①主要専門技術人員数が、申請業界の資格標準における主要 <b>専門技術人員配備表</b> に規定される人数を下回らないこと ②企業の主要技術責任者または総工師は大学本科以上の学歴を有し、10年以上の設計経歴があり、申請業界に相応する専門設計類型の大型事業工事設計2件以上を主管した経験があり、登記業務執行資格または高級専門技術職稱を有すること ③主要 <b>専門技術人員配備表</b> が規定する人員において、専門の非登記人員が専門技術責任者として主管した申請業界に相応する専門設計類型の中型以上の事業が3件以上あり、そのうち大型事業が1件以上あること	①主要専門技術人員数が、申請業界の資格標準における主要 <b>専門技術人員配備表</b> に規定される人数を下回らないこと ②企業の主要技術責任者または総工師は大学本科以上の学歴を有し、10年以上の設計経歴があり、申請業界に相応する専門設計類型の中型事業工事設計3件以上、そのうち大型事業工事設計1件以上を主管した経験があり、登記業務執行資格または高級専門技術職稱を有すること ③主要 <b>専門技術人員配備表</b> が規定する人員において、専門の非登記人員が専門技術責任者として主管した申請業界に相応する専門設計類型の中型以上の事業が2件以上あり、そのうち大型事業が1件以上あること	①主要専門技術人員数が、申請業界の資格標準における主要 <b>専門技術人員配備表</b> に規定される人数を下回らないこと ②企業の主要技術責任者または総工師は大学専科以上の学歴を有し、10年以上の設計経歴があり、申請業界に相応する専門設計類型の工事設計2件以上を主管した経験があり、中級専門技術職稱を有すること ③主要 <b>専門技術人員配備表</b> が規定する人員において、専門の非登記人員が専門技術責任者として主管した申請業界に相応する専門設計類型の事業工事設計が2件以上あること	企業の専門技術人員総数が5人以上。そのうち、2級以上の登記建築師または登記構造工師が1人以上いる。建設工事類専門学歴を有し、2年以上の設計経歴のある専門技術人員が2人以上、3年以上の設計経歴があり、少なくとも2件の工事設計に参与した経験のある専門技術人員が2人以上いること

技術、設備、管理 レベル	固定した作業がある
-----------------	-----------

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

- 備考：1. 上記の表中の青字に関する内容は、以下の「表 1-4 専門技術人員配備表」を参照のこと。
2. 上記の表中の事業の規模（大型、中型、小型）の区分は、「表 4-4 建設業界建設事業設計規模表」を参照のこと

表 4-3 専門技術人員配備表  
(工事設計業界資格、工事設計専門資格)

建設業界工事設計主要専門技術人員配備表																	
専門設置		建築		構造		給排水		暖房空調		電気		防護	防化	通信			
登記専門		1 級	2 級	1 級	2 級	公用設備		公用設備		電気							
業界資格	甲級	3		5	3		5	2	2	2	2	2	3	1	2		
	乙級	2		4	2		4	1	2	1	2	1	2		1		
専門資格	建築 工事	甲級	3		3	3		3	1	2	1	2	1	2			
		乙級	2		1	2		1	1	1	1	1	1				
		丙級		2			2		2			1					
		丁級	5														
	防空地下室工 事	甲級	1		3	2		1		2	1	1	1	1	3	1	2
		乙級		1	1		2			1	1		1		2		1

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

表 4-4 建設業界建設事業設計規模表

番号	建設事業	工事等級特徴	大型	中型	小型
1	一般公共建築	単体建築面積	2万m <sup>2</sup> 以上	5,000～2万m <sup>2</sup>	≤5,000m <sup>2</sup>
		建築高度	>50m	24～50m	≤24m
		複雑程度	①技術要求が複雑、または経済、文化、歴史などの意義のある省(市)級中小型公共建設工事 ②高度>50mの公共建設工事 ③高標準の古建築、保護性建築および地下建設工事 ⑤高標準の建築環境設計および室外工事 ⑥技術要求の複雑な製造業工場	①技術要求が複雑、または地区性意義のある小型公共建設工事 ②高度24～50mの一般公共建設工事 ③倣古建築、一般標準の古建築、保護性建築および地下建設工事 ④大中型倉庫建設工事 ⑤一般標準の建築環境設計および室外工事 ⑥スパンが30メートルより小さく、クレーン車トン数が30トンより小さい単階工場または倉庫、スパンが12メートルより小さく、6階以下の多階工場または倉庫	①高度<24mの一般公共建設工事 ②小型倉庫建設工事 ③簡単な設備用空間およびその他付帯用空間の工事 ④簡単な建築環境設計および室外工事 ⑤1つ星クラスに相当するホテルおよびそれ以下の標準の室内裝修工事 ⑥スパンが24メートルより小さく、クレーン車トン数が10トンより小さい単階工場または倉庫、スパンが6メートルより小さく、フロア静止荷重が3階以下の多階工場または倉庫
2	住宅宿舍	階数	>20階	12～20階	≤12階(そのうちブロック建築は耐震規範階数制限要求を超えてはならない)
		複雑程度	20階以上の住居建築および20階及それ以下の高標準住居建設工事	20階およびそれ以下の一般標準の住居建設工事	なし
3	住宅コミュニティ・工場生活区	総建築面積	>30万m <sup>2</sup> 計画設計	≤30万m <sup>2</sup> 計画設計	単体建築は上述の住宅または公共建築標準に基づいて執行
4	地下工事	地下空間(総建築面積)	>1万m <sup>2</sup>	≤1万m <sup>2</sup>	なし
		付属建築式防空地下室(防護等級)	4級およびそれ以上	5級およびそれ以下	防空地下室避難幹線道、支幹線道および防空地下室連結通路など防空地下室に付帯する工事

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

### (3) 工事設計特別事業資格

#### ●建設装飾工事設計特別事業資格

この資格は甲、乙、丙の3種類のみがある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-5 建設装飾工事設計特別事業資格申請条件

資格名	建設装飾工事設計特別事業資格		
資格等級	甲級	乙級	丙級
企業の資格と経歴 信用条件	①独立企業法人資格をもち、資本金100万元以上 ②ここ2年以内に完成させた中型建設装飾工事設計事業が2件以上、または大型建設装飾工事設計事業が1件以上	独立企業法人資格をもち、資本金50万元以上	独立企業法人資格をもち、資本金100万元以上
技術条件	①企業の主要技術責任者または総設計師、総エンジニアは大学専科以上の学歴を有し、10年以上の建設装飾設計の経歴があり、併せて、大中型建設装飾工事設計事業2件以上、そのうち中大型建設装飾工事設計事業が1件以上を主管した経験があり、中級およびそれ以上の専門技術職を有すること ②企業の主要専門技術人員の専門および数量が主要 <b>専門技術人員配備表</b> の規定に適合していること。そのうち、非登記人員は大型建設装飾工事設計事業1件以上、または中型建設装飾工事設計事業2件以上に参与したことがあり、中級およびそれ以上の専門技術職を有すること	①企業の主要技術責任者または総設計師、総エンジニアは大学専科以上の学歴を有し、6年以上の建設装飾設計の経歴があり、併せて、中型建設装飾工事設計事業2件以上を主管した経験があり、中級およびそれ以上の専門技術職を有すること ②企業の主要専門技術人員の専門および数量が主要 <b>専門技術人員配備表</b> の規定に適合していること。そのうち、非登記人員は中型建設装飾工事設計事業2件以上に参与したことがあり、中級およびそれ以上の専門技術職を有すること	①企業の主要技術責任者は大学専科以上の学歴を有し、3年以上の建設装飾設計の経歴があり、中級およびそれ以上の専門技術職を有すること ②企業の主要専門技術人員の専門および数量が主要 <b>専門技術人員配備表</b> の規定に適合していること
技術、設備、管理レベル	固定した作業場所があること		

表 4-6 主要専門技術人員配備表（建設装飾工事設計特別事業資格）

建設装飾工事特別事業設計主要専門技術人員配備表								
専門設置		環境芸術設計	室内設計	建築	電気	給排水	暖房空調	構造
等級	甲級		5		1	1	1	2
	乙級		3		1	1	1	1
	丙級		2		1	1		

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成した。

建設装飾工事設計規模：

- ・大型：1,200 万円またはそれ以上の事業の事業
- ・中型：300-1,200 万円の間の事業
- ・小型：300 万円未満の事業

●建設インテリジェント化システム設計特別事業資格

この資格には甲、乙の 2 種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-7 建設インテリジェント化システム設計特別事業資格申請条件

資格名	建設インテリジェント化システム設計特別事業資格	
資格等級	甲級	乙級
企業の資格と 経歴 信用条件	①独立企業法人資格をもち、資本金 300 万元以上 ②2 件以上の大型建設インテリジェント化システム設計事業の特別事業設計、または中型事業 3 件以上を請け負ったことがある	独立企業法人資格をもち、資本金 100 万元以上
技術条件	①専門の配備が整い、合理的である。主要専門技術人員の専門および数量が申請特別事業資格標準中の主要 <b>専門技術人員配備表</b> の規定に適合している ②企業の主要技術責任者は大学本科以上の学歴を有し、8 年以上の建設インテリジェント化システム設計事業設計経歴があり、併せて、2 件以上の大型建設インテリジェント化システムプロジェクトの設計を主管し完成させた経験があり、登記業務執行資格または中級以上の専門技術職称をもつこと ③主要専門技術人員のうち、非登記人員が 2 件以上の中型以上の建設インテリジェント化システムプロジェクトの設計に参加した経験があり、併せて中級以上の専門技術職称を有すること	①専門の配備が整い、合理的である。主要専門技術人員の専門および数量が申請特別事業資格標準中の主要 <b>専門技術人員配備表</b> の規定に適合している ②企業の主要技術責任者は大学専科以上の学歴を有し、5 年以上の建設インテリジェント化システム設計事業設計経歴があり、併せて、1 件以上の中型建設インテリジェント化システムプロジェクトの設計を主管し完成させた経験があり、登記業務執行資格または中級以上の専門技術職称をもつこと ③主要専門技術人員のうち、非登記人員が 2 件以上の小型以上の建設インテリジェント化システムプロジェクトの設計に参加した経験があり、併せて中級以上の専門技術職称を有すること
技術、設備、 管理レベル	固定した作業場所があること	

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

表 4-8 主要専門技術人員配備表  
(建設インテリジェント化システム設計特別事業資格)

建設インテリジェント化システム特別事業設計主要専門技術人員配備表										
専門設置	自動化		通信情報		コンピュータ	メカトロニクス	給排水	暖房空調	機械	
登記専門	電気		エレクトロニクス (エレクトロニクス情報、 ラジオ・映画・テレビ)							
等級	甲級	2	3	3		4	2	2	2	2
	乙級	1	1	1		1	1	1	1	1

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

#### 建設インテリジェント化システム工事設計規模

- ・大型：1,000 万円またはそれ以上の事業または国家重点事業
- ・中型：500-1,000 万円の間の事業
- ・小型：500 万円未満の事業

#### ●建設カーテンウォール工事設計特別事業資格

この資格には甲、乙の 2 種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-9 建設カーテンウォール工事設計特別事業資格申請条件

資格名	建設カーテンウォール工事設計特別事業資格	
資格等級	甲級	乙級
企業の資格と経歴信用条件	①独立企業法人資格をもち、資本金は 300 万元以上 ②2 件以上の大型または 4 件の中型規模の建設カーテンウォール工事設計を完成させたことがある	独立企業法人資格をもち、資本金は 100 万元以上
技術条件	①専門の配備が整い、合理的である。主要専門技術人員の専門および数量が申請特別事業資格標準中の <b>主要専門技術人員配備表</b> の規定に適合している ②企業の主要技術責任者または総エンジニアは大学本科以上の学歴を有し、10 年以上建設カーテンウォール設計に従事した経歴があり、併せて 2 件以上の大型規模のカーテンウォール工事設計を主管したことがあり、1 級登記構造エンジニアまたは登記機械エンジニア業務執行資格、または高級専門技術職稱を有すること ③ <b>主要専門技術人員配備表</b> が規定する人員中、非登記人員は 3 年以上建設カーテンウォール	①専門の配備が整い、合理的である。主要専門技術人員の専門および数量が申請特別事業資格標準中の <b>主要専門技術人員配備表</b> の規定に適合している ②企業の主要技術責任者または総エンジニアは大学本科以上の学歴を有し、8 年以上建設カーテンウォール設計に従事した経歴があり、併せて 2 件以上の中型または 1 件の大型規模のカーテンウォール工事設計を主管したことがあり、1 級登記構造エンジニアまたは登記機械エンジニア業務執行資格、または高級専門技術職稱を有すること ③企業の主要技術責任者または総エンジニアは

	設計に従事した経歴をもち、併せて、1件以上の大型または2件の中型規模の建設カーテンウォール工事設計を主管した経験を持つこと	大学本科以上の学歴を有し、3年以上建設カーテンウォール設計に従事した経歴があり、併せて1件以上の中型規模のカーテンウォール工事設計を主管したことがあること
技術、設備、管理レベル	工事コンピュータ補助設計システムおよび固定した作業場所を有すること	

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

表 4-10 主要専門技術人員配備表  
(建設カーテンウォール工程特別事業設計特別事業資格)

建設カーテンウォール工事特別事業設計主要専門技術人員配備表				
専門設置		建築	構造	機械
等級	甲級	4		6
	乙級	2		3

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

#### 建設カーテンウォール工事設計規模

- ・ 大型：6,000 平方メートル以上の事業
- ・ 中型：2,000 平方メートル以上 6,000 平方メートルの間の事業
- ・ 小型：2,000 平方メートル未満の事業

#### 4.1.3 設計業者として参入する場合の工事の請負範囲

「建設工事設計企業資格」の規定に基づく、各等級によって請け負うことのできる工事事業の規模も異なる。具体的な請負範囲を以下にまとめる。

表 4-11 「建設工事設計企業資格」 工事請負範囲

資格名	資格等級			
	甲級	乙級	丙級	丁級
工事設計 業界資格 (建設業 界)	本業界の建設工事業 主体工事およびその付 帯工事の設計業務を請 け負い、その規模は制限 を受けない	本業界中、小型建設 工事業の主体工 事およびその付帯 工事の設計業務を 請け負う	本業界の小型建設 事業の工事設計業 務を請け負う	当該資格にはこの等級は なし
工事設計 専門資格 (建設業 界)	本専門建設工事業主 体工事およびその付帯 工事の設計業務を請け 負う、その規模は制限を 受けない	本専門中、小型建設 工事業の主体工 事およびその付帯 工事の設計業務を 請け負う	本専門小型建設事 業の設計業務を請 け負う	(1) 一般公共建設工事 ①単体建築面積 2,000 平 方メートルおよびそれ以 下 ②建築高度 12 メートル およびそれ以下 (2) 一般住宅工事 ①単体建築面積 2,000 平 方メートルおよびそれ以 下 ②建築階数 4 階およびそ れの以下のレンガ・コン クリート構造 (3) 工場および倉庫 ①スパンが 12 メートル を超えない、単梁式クレ ーン車のトン数が 5 トン を超えない単層向上およ び倉庫 ②スパンが 7.5 メートル を超えない、フロアの静 止荷重が 2 階だて工場お よび倉庫 (4) 構築物 ①標準汎用図を引用した 高度が 20 メートルを超 えない煙突②容量が 50 立方メートルより小さい 給水塔 ③容量 300 立方メートル より小さい貯水池 ④直径が 6 メートルより 小さい食糧庫
建設装飾 工事設計 特別事業 資格	建設装飾工事業の主体 工事およびその付帯工事 設計を請け負うことがで き、その設計範囲および 規模は制限を受けない	1,000 万元以下の建 設装飾主体工事およ び付帯工事設計を請 け負うことができる	500 万元以下の建設装 飾工事(住宅装飾に限 る)の設計およびコン サルティングを請け 負うことができる	当該資格にはこの等級は なし

建設インテリジェント化システム設計特別事業資格	請け負う建設インテリジェント化システム特別事業設計の類型および規模は制限を受けない	中型以下規模の建設インテリジェント化システム特別事業設計を請け負うことができる	当該資格にはこの等級はなし
建設カーテンウォール工事設計特別事業資格	請け負う建設カーテンウォール工事特別事業設計の類型および規模は制限を受けない	各類型のカーテンウォール高度 80メートル以下、且つカーテンウォールのみの工事面積が 6,000 平方メートル以下の建設カーテンウォール工事特別事業設計を請け負うことができる	当該資格にはこの等級はなし

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## 4.2 施工業者として参入する場合の資格

### 4.2.1 資格要件

「外商投資建設業企業管理規定」に基づけば、外国投資者が中国国内で建設工事設計を行う場合、中華人民共和国住宅・都市農村建設部が交付する「建設業企業資格」を取得する必要がある。

「建設業企業資格」は、請負の段階に応じて以下の 2 種類に分けられる。

①施工元請負企業資格：12 の業種（家屋建設、道路、鉄道、港口、水利・水力発電、電力、鉱山、製錬、石油化学工業、都市行政、通信、電気機械製品取付）別に施工元請負資格がある。これを取得することでその業種の施行元請負を行うことが可能となる。本報告書では、12 業種のうち建設業のみを取り上げる。

②専門請負企業資格：合計 60 の専門がある。資格を取得することでその専門の業務を請け負うことができる。本報告書では、建設関連（地盤・基礎工事、建設付帯工事・装飾、建設カーテンウォール、エレベーター取付、建設インテリジェント化、電気機械設備取付）のみを取り上げる。

「建設業企業資格」は中華人民共和国住宅・都市農村建設部が主管している。資格は最も多い場合で、上から特級、一級、二級、三級の 4 段階に分けられている。この分け方は業種によって異なり、例えば基礎工事専門請負企業資格は三段階のみとなっている。始めて申請する場合は、三級のみ申請できる。

## 4.2.2 資格の申請条件

### (1) 施工元請負企業資格（建設関連）

特級、一級、二級、三級の4種類がある。外国企業が特級を取得するのは非常に困難なため、ここでは取り上げない。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-12 施工元請負企業資格（建設関連）の申請条件

資格名	家屋建設工事施工元請負企業資格		
資格等級	一級	二級	三級
基本要件	①資本金 5,000 万元以上、純資産 6,000 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 2 億元以上	①資本金 2,000 万元以上、純資産 2,500 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 8,000 万元以上	①資本金 600 万元以上、純資産 700 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 2,400 万元以上
実績	直近 5 年間に下記 6 項目のうち 4 項目以上の工事の施工元請負または主体工事請負を行ったことがあり、工事品質が合格であること。 (1) 25 階以上の家屋建設工事 (2) 高さ 100m 以上の構築物または建築物 (3) 単体の延べ床面積が 3 万 m <sup>2</sup> 以上の家屋建設工事 (4) スパン 30m 以上の家屋建設工事 (5) 延べ床面積 10 万 m <sup>2</sup> 以上の住宅団地または建物群 (6) 1 件の建築据付契約額が 1 億元以上の家屋建設工事	直近 5 年間に下記 6 項目のうち 4 項目以上の工事の施工元請負または主体工事請負を行ったことがあり、工事品質が合格であること。 (1) 12 階以上の家屋建設工事 (2) 高さ 50m 以上の構築物または建築物 (3) 単体の延べ床面積が 1 万 m <sup>2</sup> 以上の家屋建設工事 (4) スパン 21m 以上の家屋建設工事 (5) 延べ床面積 5 万 m <sup>2</sup> 以上の住宅団地または建物群 (6) 1 件の建築据付契約額が 3,000 万元以上の家屋建設工事	直近 5 年間に下記 5 項目のうち 3 項目以上の工事の施工元請負または主体工事請負を行ったことがあり、工事品質が合格であること。 (1) 6 階以上の家屋建設工事 (2) 高さ 25m 以上の構築物または建築物 (3) 単体の延べ床面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上の家屋建設工事 (4) スパン 15m 以上の家屋建設工事 (5) 1 件の建築据付契約額が 500 万元以上の家屋建設工事
人員配置	①企業マネジャーは 10 年以上の工事管理業務経験があるか、高級職称を有すること。主任エンジニアは 10 年以上の建築施工技術管理業務経験があり、かつ同専門の高級職称を有すること。主任会計士は高級会計職称を有すること。主任エコノミストは高級職称を有すること。 ②職称を有する工事技術、経済管理人員が 300 人以上、そのうち工事技術人員が 200 人以上いること。工事技術人員のうち、高級職称を有する者が 10 人以上、中級職称を有する者が 60 人以上いること。	①企業マネジャーは 8 年以上の工事管理業務経験があるか、中級職称を有すること。技術責任者は 8 年以上の建築施工技術管理業務経験があり、かつ同専門の高級職称を有すること。財務責任者は中級以上の会計職称を有すること。 ②職称を有する工事技術、経済管理人員が 150 人以上、そのうち工事技術人員が 100 人以上いること。工事技術人員のうち、高級職称を有する者が 2 人以上、中級職称を有する者が 20 人以上いること。 ③二級資格以上の事業マネジャー	①企業マネジャーは 5 年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は 5 年以上の建築施工技術管理業務経験があり、かつ同専門の中級以上の職称を有すること。財務責任者は初級以上の会計職称を有すること。 ②職称を有する工事技術、経済管理人員が 50 人以上、そのうち工事技術人員が 30 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が 10 人以上いること。 ③三級資格以上の事業マネジャーが 10 人以上いること。

③一級資格の事業マネジャーが12人以上いること。	一が12人以上いること。	
--------------------------	--------------	--

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## (2) 専門請負企業資格

### ●地盤・基礎工事専門請負企業資格

一級、二級、三級の3種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-13 地盤・基礎工事専門請負企業資格の申請条件

資格名	地盤・基礎工事専門請負企業資格		
資格等級	一級	二級	三級
基本要件	①資本金1,500万元以上、純資産1,800万元以上 ②直近3年間で最高の年間工事決算収入が5,000万元以上	①資本金800万元以上、純資産1,000万元以上 ②直近3年間で最高の年間工事決算収入が2,000万元以上	①資本金300万元以上、純資産350万元以上 ②直近3年間で最高の年間工事決算収入が500万元以上
実績	直近5年間に下記5項目のうち3項目以上の工事の施工を行ったことがあり、工事品質が合格であること。 (1)25階以上の家屋建築または高さが100mを超える構築物の地盤・基礎工事 (2)深さが15mを超える軟弱地盤の処理 (3)単杭許容荷重6,000kN以上の地盤・基礎工事 (4)深さが11mを超える深くて大きい基礎ピットの補強と土石工事 (5)1件あたりの工事費が500万元以上の地盤・基礎工事2件または200万元以上の地盤・基礎工事4件	直近5年間に下記4項目のうち2項目以上の工事の施工を行ったことがあり、工事品質が合格であること。 (1)12階以上の家屋建築または高さが60mを超える構築物の地盤・基礎工事 (2)深さが13mを超える軟弱地盤の処理 (3)深さが8mを超える深くて大きい基礎ピットの補強と土石工事 (4)1件あたりの工事費が500万元以上の地盤・基礎工事1件または200万元以上の地盤・基礎工事2件	直近5年間に下記4項目のうち2項目以上の工事の施工を行ったことがあり、工事品質が合格であること。 (1)6階以上の家屋建築または高さが25mを超える構築物の地盤・基礎工事 (2)軟弱地盤の処理 (3)地盤、基礎コンクリート打ち込み量が累計1万m <sup>3</sup> 以上 (4)1件あたりの工事費が100万元以上の地盤・基礎工事
人員配置	①企業マネジャーは10年以上の工事管理業務経験があるか、高級職稱を有すること。主任エンジニアは10年以上の地盤、基礎施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の高級職稱を有すること。主任会計士は中級以上の会計職稱を有すること。	①企業マネジャーは8年以上の工事管理業務経験があるか、中級以上の職稱を有すること。技術責任者は8年以上の地盤、基礎施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の高級職稱を有すること。財務責任者は中級以上の会計職稱を有すること。	①企業マネジャーは3年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は3年以上の地盤、基礎施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の中級以上の職稱を有すること。財務責任者は初級以上の会計職稱を有すること。 ②職稱を有する工事技術、経

②職称を有する工事技術、経済管理人員が60人以上、そのうち工事技術人員が50人以上いること。工事技術人員のうち、地下、土石、機械などの専門人員が25人以上、中級以上の職称を有する者が20人以上いること。 ③一級資格の事業マネジャーが6人以上いること。	②職称を有する工事技術、経済管理人員が40人以上、そのうち工事技術人員が30人以上いること。工事技術人員のうち、地下、土石、機械などの専門人員が15人以上、中級以上の職称を有する者が10人以上いること。 ③二級資格以上の事業マネジャーが6人以上いること。	済管理人員が20人以上、そのうち工事技術人員が15人以上いること。工事技術人員のうち、地下、土石、機械などの専門人員が10人以上、中級以上の職称を有する者が5人以上いること。 ③三級資格以上の事業マネジャーが3人以上いること。
--	--	--

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

●建築付帯工事・装飾工事専門請負企業資格

一級、二級、三級の3種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-14 建築付帯工事・装飾工事専門請負企業資格の申請条件

資格名	建築付帯工事・装飾工事専門請負企業資格		
資格等級	一級	二級	三級
基本要件	①資本金1,000万元以上、純資産1,200万元以上 ②直近3年間で最高の年間工事決算収入が3,000万元以上	①資本金500万元以上、純資産600万元以上 ②直近3年間で最高の年間工事決算収入が1,000万元以上	①資本金50万元以上、純資産60万元以上 ②直近3年間で最高の年間工事決算収入が100万元以上
実績	直近5年間に1件あたりの工事費が1,000万元以上または三つ星以上ホテルのホール付帯工事・装飾工事施工を3件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近5年間に1件あたりの工事費が500万元以上の付帯工事・装飾工事施工を2件以上または1件あたりの工事費が50万元以上の付帯工事・装飾工事施工を10件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近3年間に1件あたりの工事費が20万元以上の付帯工事・装飾工事施工を3件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。

人員配置

①企業マネジャーは8年以上の工事管理業務経験があるか、高級職称を有すること。主任エンジニアは8年以上の建築付帯工事・装飾工事施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の高級職称を有すること。主任会計士は中級以上の会計職称を有すること。  
 ②職称を有する工事技術、経済管理人員が40人以上、そのうち工事技術人員が30人以上、かつ建築学、環境芸術、構造、暖房、換気、給排水、電気などの専門人員がそろっていること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が10人以上いること。  
 ③一級資格の事業マネジャーが5人以上いること。

①企業マネジャーは5年以上の工事管理業務経験があるか、中級以上の職称を有すること。技術責任者は5年以上の建築付帯工事・装飾工事施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の中級以上の職称を有すること。財務責任者は中級以上の会計職称を有すること。  
 ②職称を有する工事技術、経済管理人員が25人以上、そのうち工事技術人員が20人以上、かつ建築学、環境芸術、構造、暖房、換気、給排水、電気などの専門人員がそろっていること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が5人以上いること。  
 ③二級資格以上の事業マネジャーが5人以上いること。

①企業マネジャーは3年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は5年以上の建築付帯工事・装飾工事施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の中級以上の職称を有すること。財務責任者は初級以上の会計職称を有すること。  
 ②職称を有する工事技術、経済管理人員が15人以上、そのうち工事技術人員が10人以上、かつ建築学、環境芸術、構造、暖房、換気、給排水、電気などの専門人員がそろっていること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が2人以上いること。  
 ③三級資格以上の事業マネジャーが2人以上いること。

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成した。

●建設カーテンウォール工事専門請負企業資格

一級、二級、三級の3種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-15 建設カーテンウォール工事専門請負企業資格の申請条件

資格名	建設カーテンウォール工事専門請負企業資格		
資格等級	一級	二級	三級
基本要件	<p>①資本金 1,000 万元以上、純資産 1200 万元以上</p> <p>②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 4,000 万元以上</p> <p>③建設カーテンウォール加工製作に使用する工場の面積が 3,000 m<sup>2</sup> 以上</p>	<p>①資本金 500 万元以上、純資産 600 万元以上</p> <p>②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 1,500 万元以上</p> <p>③建設カーテンウォール加工製作に使用する工場の面積が 2,000 m<sup>2</sup> 以上</p>	<p>①資本金 200 万元以上、純資産 250 万元以上</p> <p>②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 500 万元以上</p> <p>③建設カーテンウォール加工製作に使用する工場の面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上</p>
実績	<p>直近 5 年間に下記 2 項目のうち 1 項目以上の工事の施工を行ったことがあり、工事品質が合格であること。</p> <p>(1) 高さ 100m 以上、1 件あたりの工事量が 10,000 m<sup>2</sup> 以上の建設カーテンウォール工事 2 件</p> <p>(2) 高さ 60m 以上、1 件あたりの工事量が 6,000 m<sup>2</sup> 以上の建設カーテンウォール工事 6 件</p>	<p>直近 5 年間に下記 2 項目のうち 1 項目以上の工事の施工を行ったことがあり、工事品質が合格であること。</p> <p>(1) 高さ 60m 以上、1 件あたりの工事量が 6,000 m<sup>2</sup> 以上の建設カーテンウォール工事 2 件</p> <p>(2) 高さ 20m 以上、1 件あたりの工事量が 2,000 m<sup>2</sup> 以上の建設カーテンウォール工事 4 件</p>	<p>直近 5 年間に 1 件あたりの工事量が 2,000 m<sup>2</sup> 以上の建設カーテンウォール工事の施工を 2 件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。</p>
人員配置	<p>①企業マネジャーは 8 年以上の工事管理業務経験があるか、高級職称を有すること。主任エンジニアは 8 年以上の建設カーテンウォール施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の高級職称を有すること。主任会計士は中級以上の会計職称を有すること。</p> <p>②職称を有する工事技術、経済管理人員が 40 人以上、そのうち工事技術人員が 30 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が 10 人以上、かつ建築、構造、機械、材料などの関連専門人員がそろっていること。</p> <p>③一級資格の事業マネジャーが 5 人以上いること。</p>	<p>①企業マネジャーは 6 年以上の工事管理業務経験があるか、中級以上の職称を有すること。技術責任者は 6 年以上の建設カーテンウォール施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の中級以上の職称を有すること。財務責任者は中級以上の会計職称を有すること。</p> <p>②職称を有する工事技術、経済管理人員が 30 人以上、そのうち工事技術人員が 25 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が 5 人以上、かつ建築、構造、機械、材料などの関連専門人員がそろっていること。</p> <p>③二級資格以上の事業マネジャーが 5 人以上いること。</p>	<p>①企業マネジャーは 3 年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は 5 年以上の建設カーテンウォール施工技術管理業務経験があり、かつ関連専門の中級以上の職称を有すること。財務責任者は初級以上の会計職称を有すること。</p> <p>②職称を有する工事技術、経済管理人員が 15 人以上、そのうち工事技術人員が 10 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職称を有する者が 3 人以上いること。</p> <p>③三級資格以上の事業マネジャーが 3 人以上いること。</p>

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

●エレベーター取付工事専門請負企業資格

一級、二級の 2 種類がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-16 エレベーター取付工事専門請負企業資格の申請条件

資格名	エレベーター取付工事専門請負企業資格	
資格等級	一級	二級
基本要件	①資本金 500 万元以上、純資産 600 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 500 万元以上	①資本金 300 万元以上、純資産 360 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 300 万元以上
実績	直近 3 年間に秒速 2.5m 以上のエレベーターの取付工事施工を 10 件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近 3 年間に秒速 1.5m 以上のエレベーターの取付工事施工を 10 件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。
人員配置	①企業マネジャーは 8 年以上の工事管理業務経験があるか、中級職を有すること。主任エンジニアは 8 年以上のエレベーター取付施工技術管理業務経験があり、かつ電気機械専門の高級職を有すること。主任会計士は高級会計職を有すること。 ②職を有する工事技術、経済管理人員が 40 人以上、そのうち工事技術人員が 25 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職を有する者が 8 人以上、かつ電気、機械、自動化などの関連専門人員がそろっていること。 ③二級資格以上の事業マネジャーが 6 人以上、そのうち一級資格の事業マネジャーが 1 人以上いること。	①企業マネジャーは 5 年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は 5 年以上のエレベーター取付施工技術管理業務経験があり、かつ電気機械専門の中級以上の職を有すること。財務責任者は中級以上の会計職を有すること。 ②職を有する工事技術、経済管理人員が 25 人以上、そのうち工事技術人員が 15 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職を有する者が 6 人以上、かつ電気、機械、自動化などの関連専門人員がそろっていること。 ③三級資格以上の事業マネジャーが 5 人以上、そのうち二級資格の事業マネジャーが 1 人以上いること。

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

●建設インテリジェント化工事専門請負企業資格

一級、二級、三級の 3 級がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-17 建設インテリジェント化工事専門請負企業資格の申請条件

資格名	建設インテリジェント化工事専門請負企業資格		
資格等級	一級	二級	三級
基本要件	①資本金 1,000 万元以上、純資産 1,200 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 3,000 万元以上	①資本金 500 万元以上、純資産 600 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 1,000 万元以上	①資本金 200 万元以上、純資産 240 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 300 万元以上
実績	直近 5 年間に工事費 1,000 万元以上の建設インテリジェント化工事施工を 2 件行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近 5 年間に工事費 500 万元以上の建設インテリジェント化工事施工を 2 件行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近 5 年間に工事費 200 万元以上の建設インテリジェント化または総合配線の工事施工を 2 件行ったことがあり、工事品質が合格であること。
人員配置	①企業マネジャーは 10 年以上の工事管理業務経験があるか、高級職稱を有すること。主任エンジニアは 10 年以上の施工管理業務経験があり、かつ関連専門の高級職稱を有すること。主任会計士は中級以上の会計職稱を有すること。 ②職稱を有する工事技術、経済管理人員が 100 人以上、そのうち工事技術人員が 60 人以上、かつコンピュータ、電子、通信、自動化などの専門人員がそろっていること。工事技術人員のうち、高級職稱を有する者が 5 人以上、中級職稱を有する者が 20 人以上いること。 ③一級資格の事業マネジャーが 5 人以上いること。	①企業マネジャーは 5 年以上の工事管理業務経験があるか、中級以上の職稱を有すること。技術責任者は 5 年以上の施工管理業務経験があり、かつ関連専門の中級職稱を有すること。財務責任者は初級以上の会計職稱を有すること。 ②職稱を有する工事技術、経済管理人員が 50 人以上、そのうち工事技術人員が 30 人以上、かつコンピュータ、電子、通信、自動化などの専門人員がそろっていること。工事技術人員のうち、高級職稱を有する者が 3 人以上、中級職稱を有する者が 10 人以上いること。 ③二級資格以上の事業マネジャーが 5 人以上いること。	①企業マネジャーは 5 年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は 5 年以上の施工管理業務経験があり、かつ関連専門の中級以上の職稱を有すること。財務責任者は初級以上の会計職稱を有すること。 ②職稱を有する工事技術、経済管理人員が 20 人以上、そのうち工事技術人員が 12 人以上、かつコンピュータ、電子、通信、自動化などの専門人員がそろっていること。工事技術人員のうち、高級職稱を有する者が 1 人以上、中級職稱を有する者が 4 人以上いること。 ③三級資格以上の事業マネジャーが 3 人以上いること。

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

●電気機械設備取付工事専門請負企業資格

一級、二級、三級の3級がある。企業の基本的状況、実績、人員配置に関する条件は以下の通りである。

表 4-18 電気機械設備取付工事専門請負企業資格の申請条件

資格名	電気機械設備取付工事専門請負企業資格		
資格等級	一級	二級	三級
基本要件	①資本金 1,500 万元以上、純資産 1,800 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 4,000 万元以上	①資本金 800 万元以上、純資産 1,000 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 2,000 万元以上	①資本金 300 万元以上、純資産 360 万元以上 ②直近 3 年間で最高の年間工事決算収入が 500 万元以上
実績	直近 5 年間に 1 件あたりの工事契約額が 1,000 万元以上の電気機械設備取付工事を 2 件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近 5 年間に 1 件あたりの工事契約額が 500 万元以上の電気機械設備取付工事を 2 件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。	直近 5 年間に 1 件あたりの工事契約額が 250 万元以上の電気機械設備取付工事を 2 件以上行ったことがあり、工事品質が合格であること。
人員配置	①企業マネジャーは 10 年以上の工事管理業務経験があるか、高級職を有すること。主任エンジニアは 10 年以上の電気機械設備取付技術管理業務経験があり、かつ同専門の高級職を有すること。主任会計士は高級会計職を有すること。 ②職を有する工事技術、経済管理人員が 100 人以上、そのうち工事技術人員が 60 人以上いること。工事技術人員のうち、高級職を有する者が 10 人以上、中級職を有する者が 30 人以上いること。 ③一級資格の事業マネジャーが 10 人以上いること。	①企業マネジャーは 8 年以上の工事管理業務経験があるか、中級職を有すること。技術責任者は 8 年以上の電気機械設備取付技術管理業務経験があり、かつ同専門の高級職を有すること。財務責任者は中級以上の会計職を有すること。 ②職を有する工事技術、経済管理人員が 60 人以上、そのうち工事技術人員が 30 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職を有する者が 20 人以上いること。 ③二級資格以上の事業マネジャーが 10 人以上いること。	①企業マネジャーは 5 年以上の工事管理業務経験があること。技術責任者は 5 年以上の電気機械設備取付技術管理業務経験があり、かつ同専門の中級以上の職を有すること。財務責任者は中級以上の会計職を有すること。 ②職を有する工事技術、経済管理人員が 30 人以上、そのうち工事技術人員が 15 人以上いること。工事技術人員のうち、中級以上の職を有する者が 5 人以上いること。 ③三級資格以上の事業マネジャーが 5 人以上いること。

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

#### 4.2.3 工事請負範囲

「建設業企業資格」の規定に基づけば、請け負うことのできる工事の規模は資格の等級によって異なる。等級別の工事請負範囲は以下の通りである。

表 4-19 「建設業企業資格」の工事請負範囲

資格名	資格等級		
	一級	二級	三級
家屋建設工事施工元請負企業資格	1 件の建築据付契約額が資本金の 5 倍以下の下記家屋建設工事施工を請け負うことができる。 (1) 40 階以下、各種スパンの家屋建設工事 (2) 高さ 240m 以下の構築物 (3) 延べ床面積 20 万 m <sup>2</sup> 以下の住宅団地または建物群	1 件の建築据付契約額が資本金の 5 倍以下の下記家屋建設工事施工を請け負うことができる。 (1) 28 階以下、スパン 36m 以下の家屋建設工事 (2) 高さ 120m 以下の構築物 (3) 延べ床面積 12 万 m <sup>2</sup> 以下の住宅団地または建物群	1 件の建築据付契約額が資本金の 5 倍以下の下記家屋建設工事施工を請け負うことができる。 (1) 14 階以下、スパン 24m 以下の家屋建設工事 (2) 高さ 70m 以下の構築物 (3) 延べ床面積 6 万 m <sup>2</sup> 以下の住宅団地または建物群
地盤、基礎工事専門請負企業資格	各種地盤、基礎工事の施工を請け負うことができる。	工事費 1,000 万元以下の各種地盤、基礎工事の施工を請け負うことができる。	工事費 300 万元以下の各種地盤、基礎工事の施工を請け負うことができる。
建築付帯工事・装飾工事専門請負企業資格	各種建築室内、室外付帯工事・装飾工事（建設カーテンウォール工事を除く）の施工を請け負うことができる。	1 件の工事費が 1,200 万元以下の建築室内、室外付帯工事・装飾工事（建設カーテンウォール工事を除く）の施工を請け負うことができる。	1 件の工事費が 60 万元以下の建築室内、室外付帯工事・装飾工事（建設カーテンウォール工事を除く）の施工を請け負うことができる。
建設カーテンウォール工事専門請負企業資格	各種建設カーテンウォール工事の施工を請け負うことができる。	1 件の契約額が資本金の 5 倍以下かつ 1 件の工事面積が 8,000 m <sup>2</sup> 以下、高さ 80m 以下の建設カーテンウォール工事の施工を請け負うことができる。	1 件の契約額が資本金の 5 倍以下かつ 1 件の工事面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以下、高さ 30m 以下の建設カーテンウォール工事の施工を請け負うことができる。
エレベーター取付工事専門請負企業資格	各種エレベーターの取付、補修工事を請け負うことができる。	1 件の契約額が資本金の 5 倍以下、秒速 2.5m 以下のエレベーターの取付、補修工事を請け負うことができる。	同等級なし
建設インテリジェント化工事専門請負企業資格	各種建設インテリジェント化工事の施工を請け負うことができる。	工事費 1,200 万元以下の建設インテリジェント化工事の施工を請け負うことができる。	工事費 600 万元以下の建設インテリジェント化工事の施工を請け負うことができる。
電気機械設備取付工事専門請負企業資格	各種一般工業、公共、民生用建設事業の設備（ボイラー、空調、電気設備など）、回路、パイプの取付、35kV 以下の変配電所工事、非標準スチール部材の製作、取付を請け負うことができる。	投資額 1,500 万元以下の一般工業、公共、民生用建設事業の設備（ボイラー、空調、電気設備など）、回路、パイプの取付、10kV 以下の変配電所工事、非標準スチール部材の製作、取付を請け負うことができる。	投資額 800 万元以下の一般工業、公共、民生用建設事業の設備（ボイラー、空調、電気設備など）、回路、パイプの取付、非標準スチール部材の製作、取付を請け負うことができる。

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## 5. 外国企業の中国建設工事市場参入に関する税制度

### 5.1 設計業務に従事する場合

#### 5.1.1 非居住者企業の場合

##### (1) 税種

「中華人民共和国営業税暫行条例」（国務院令第 540 号）の規定に基づけば、非居住企業が中国において建設工事の設計業務に従事する場合、営業税が徴収される。

財務部と国家税務総局が 2011 年、共同で公布した「『営業税から増値税への徴収変更試行計画』印刷配布に関する通知」（財税[2011]110 号）により、同通知が定める試行地区 9 カ所（北京、天津、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、湖北、広東）の一部の現代型サービス業（工事設計業務もこれに含まれる）に課せられていた営業税が今後は増値税として徴収される。

##### (2) 納税手続き

「中華人民共和国企業所得税法実施条例」（国務院令第 512 号）、「中華人民共和国営業税暫定条例」（国務院令第 540 号）の規定に基づけば、企業が納めなければならない税種とその納税手続きは同様である。その詳細は以下の通りである。

図 5-1 非居住企業が中国で建設工事業務に従事する場合の納税手続き

	← 段階 →	← 中国側関係者 →	← 提出資料(契約内容) →
1. 税務登記	事業契約の締結日から30日以内に、設立税務登記手続きの事務処理を申告する。	事業所在地の税務局	①国内の機構及び個人が発注した工事業務又は役務の事業報告表、増値税一般納税者の申請認定表 ②非居住企業の税務登記証、契約書、税務代理委託書の写し又は非居住企業の関連事項に対する書面による説明書類
2. 納税申告	納税申告を行う。	事業所在地の税務局	①納税申告表 ②工事(役務)の決算(決済)報告書又はその他の説明書類 ③工事又は役務、作業に参加する外国人職員の姓名、国籍、出入国期日、中国内における業務時間、就業場所、業務内容、報酬の基準、報酬の支払い方法、関連する費用等の状況 ④主管税務機関が法律に則って送付を請求したその他の関連書類
3. 納税	税金を納付する。	事業所在地の税務局	無し
4. 領収書の管理	「領収書納付登記表」に記載し、領収書の管理、登記を行う。	事業所在地の税務局	領収書納付登記表
5. 届け出の管理	納税情報の届け出を行う。	事業所在地の税務局	一般納税者情報届け出表
6. 登記抹消	事業が完成してから15日以内に、事業の所在地の主管税務機関へ税務登記抹消の事務処理を行う。	事業所在地の税務局	①事業完成の証明書の複写 ②検収証明書の複写

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## 5. 1. 2 居住者企業の場合

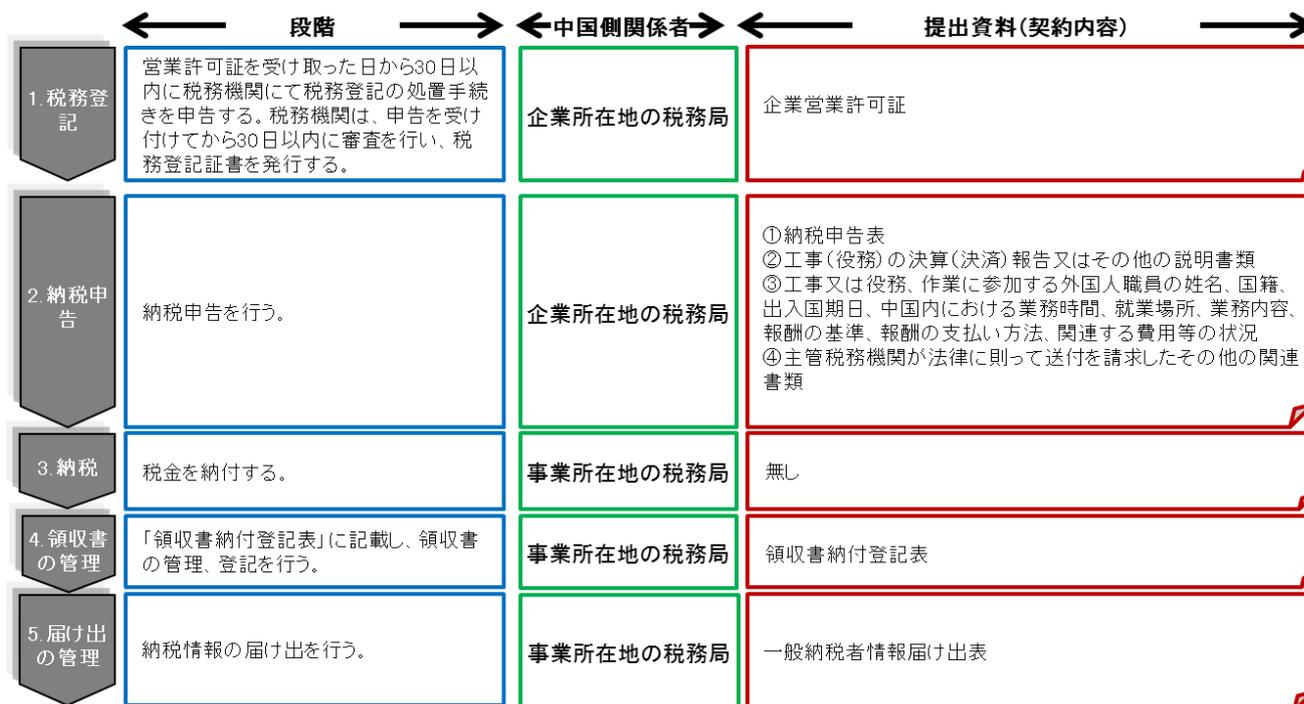
### (1) 税種

「中華人民共和国營業税暫行条例」（国务院令第 540 号）、「『營業税から増値税への徴収変更試行計画』印刷配布に関する通知」（財税[2011]110 号）および「中華人民共和国企業所得税法实施条例」（国务院令第 512 号）の規定に基づけば、外国企業が中国において外資企業、中外合弁経営企業、中外合作経営企業の三つの組織形態に投資する場合、9 か所（北京、天津、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、湖北、広東）の「營業税から増値税への徴収変更」試行地区を除き、中国国内の建設工事（試行および設計）の業務に従事する場合に課せられる税務は同じである。すなわち、營業税および企業所得税である。

これらの税種（營業税および企業所得税）は外国企業が中国内において建設工事業務に従事する場合に収める必要のある税である。これ以外に、中国国内の企業さらに、消費税、関税、ナンバープレート使用税、都市建設維持税、教育費付加税といった一般的な税も収める必要がある。

## (2) 納税手続き

図 5-2 居住者企業が中国において建設工事業務に従事する場合の税收手続きの流れ



出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

## 5.2 施工業務に従事する場合

### 5.2.1 非居住者企業の場合

非居住者企業は工事の施工業者として中国建設工事市場に参入し、事業を請け負うことはできない(3.2を参照)。このため、税金の問題は発生しない。

### 5.2.2 居住者企業の場合

#### (1) 税種

設計、施工の別を問わず、居住者企業が納めなければならない税金は同じであるため、ここでは贅述を避ける。5.1.3を参照。

#### (2) 納税手続き

設計、施工の別を問わず、居住者企業が処理しなければならない税金の手続きは同じであるため、ここでは贅述を避ける。5.1.4を参照。

### 5.3 常設機構（PE）の認定基準および徴税の原則

#### 5.3.1 常設機構（PE）の認定基準

常設機関は外国多国籍企業の中国における営利活動に対するものであり、外国企業に対する課税の実体のあるまたは実体のない認定である。

「国家税務総局 税収協定の常設機構認定等に関連する問題に関する通知」（国税発[2006]35号）、「国家税務総局 外国企業が中国国内で役務活動を提供する常設機構の判定および利潤の帰属問題に関する回答」（国税函[2006]694号）、「国家税務総局 外国企業の常駐代表機構が税収協定でいう常設機構にあたるか否かの問題に対する説明に関する通知」（国税函[1999]607号）および「国家税務総局 日中税収協定およびその議定書関連条項の説明に関する通知」（国税函[1997]429号）等の政策を分析した結果によれば、中国の常設機構（Permanent Establishment：PE、恒久的施設）に対する認定基準は以下の通りである。

図 5-3 常設機構（PE）の認定基準

	非居住者企業	居住者企業
認定基準	①中国国内に従業員を派遣し、プロジェクトに関係する役務(コンサルティングサービスがこれに含まれる)を提供している場合で、この従業員が中国国内で実際に業務にあたる期間が12か月間のうち連続又は累計で6か月を超える場合。	①親会社が子会社の要求を受け、子会社に職員を派遣して役務を提供する場合(工事の作業及びその他のサービスを請け負う場合がこれに含まれる)で、これらの職員の子会社のある国での滞在期間が6か月又は183日を超えている場合。
	②当該企業の権利を有する代理人に代理を委託し、契約交渉を行っている、契約書の条文に関して合意に達している又は契約を締結している場合で、これらの契約が当該企業に利益をもたらすものであり、代理人が中国において委託した企業を代表し、営利性を有する活動に従事しているといえる場合。	②子会社が権利を有し、常に親会社の名義で契約を締結している場合、すなわち子会社がすでに親会社の非独立代理人を構成しているといえる場合

出典：公開されているデータを基に整理、分析し、作成

#### 5.3.2 常設機構（PE）の徴税の原則

『外国企業常駐代表機構の税収管理暫行弁法』印刷配布に関する通知」、日中両政府が締結した「所得税の二重課税の回避および脱税の防止に関する協定」に基づき、外国企業が中国で PE を通して営利活動を行う場合、その利潤は PE の利潤と判断され、PE に対し、

企業所得税および営業税（または増値税）<sup>3</sup>を徴収する。

## 5.4 日中連携および日中租税協定に関する参考情報

### 5.4.1 中日連携

現在、日中両国は経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）を行っていない。一方、2012年から、中国、日本、韓国の3カ国で日中韓自由貿易協定（FTA、Free Trade Agreement）の交渉を積極的に推進、3カ国間の自由貿易および経済発展の促進を図っている。

(1)2012年11月20日、日中韓3カ国は正式にFTA会合の開始を発表。3カ国は2013年に3カ国交渉を行うことを約定し、実質的な交渉段階に入っている。

(2)2013年3月26日～3月28日、韓国ソウルで第一回FTA会合開催された。この時の交渉では、物品、原産地、セーフティネット、サービスおよび投資、知的財産権等が取り上げられ、3カ国は物品貿易、サービス貿易、投資およびその他の分野の専門協議チームを設立することで同意した。なお、知的財産権、電子商取引等は協議内容からは外され、意見の一致をみることはなかった。

その他に、3カ国は関税の引き下げなどについても具体的かつ細やかな技術的課題について意見を交換し、一応の決定をまとめた。中韓の取引製品はその90%が一般品目およびセンシティブ品目に属し、一般品目は10年以内、センシティブ品目は10年から20年以内に関税撤廃を実施する。その他にも、10%が上位センシティブ品目に属し、20年後に撤廃する。今回の会合では関税引き下げリストに記載された品目はすべて一般品目およびセンシティブ品目であり、上位センシティブ品目は含まれなかった。韓国は主に鉄鋼類、石油化学類、機械類の製品の撤廃を、中国は主に農業、水産業、畜産業および非鉄金属の製品の撤廃をそれぞれ主張した。

(3)2013年7月30日～2013年8月2日、中国上海にて第二回FTA会合開催。日本は主張在10以内に関税を撤廃する品目が全品目に占める割合を90%以上とすること、即ち自由化率90%以上を主張したが、中韓はこれに反対した。

(4)2013年11月26日～2013年11月29日、日本の東京にて第三回FTA会合が開催された。3カ国は各商品分野の関税引き下げ計画制定の方法、商品の分類、統計データの交換、協議の基準および範囲などの課題について討論を行った。しかし、FTA関連の関税交渉において、日中韓3カ国の意見は食い違い、特に日中双方の関税撤廃の自由化率に関する意見には大きな溝が見られた。

2013年末までに、日中韓FTAは3カ国の交渉を持ったものの、交渉内容に各国それぞれが保護したい重要産業を抱えていること、政治環境を取り巻く複雑さ等、多くの障害に見舞われ、日中韓3カ国のFTA交渉はいまだ最終的な意見の一致が得られていない。

<sup>3</sup> 北京、天津、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、湖北、広東は試行地域として、営業税を増値税に変更される。

#### 5.4.2 日中租税協定

租税協定とは、国家間の取引の際に、二つの国または地域で二重に課税されることを避けるため、または二重に課税される場合の税額を低減するために結ばれるものである。

1983年9月6日、日中両国は中国北京にて、「所得税の二重課税の回避および脱税の防止に関する協定」を締結し、日中両国それぞれの不動産所得、営業利潤、海運および空輸、関連企業、株主配当金、金利、特許の使用料、財産収益、独立個人役務、非独立個人役務、理事費用、芸術家およびスポーツ選手、退職金、政府のサービス、教師および研究員、学生および実習生、その他の所得について、二重課税を解消した。

2012年12月、国家税務総局は「日中税収協定が適用される日本が新たに創設した税種に関する公告」を発表、日中双方は協議を経て、日中の税収に関する協定を日本が新たに創設した復興特別所得税 (the special income tax for reconstruction) および復興特別法人税 (the special corporation tax for reconstruction) に適用することで合意した。かかる2税種は日本が国内の関連する法律に基づいて創設したもので、それぞれ日中税収協定内の税種の範囲を定めた条項の、日本側が記載する所得税および法人税を税基盤とする。

## 6. 付属資料

### 6.1 本レポートに関連する法律、法規

No.	名称	公布年	公布部門
1	中外合作設計工事業暫定規定	1986年	国家計画委員会、対外経済貿易部（訳注：現在の商務部）
2	中外合作経営工事設計機構設立の審査認可管理に関する規定	1992年	建設部、対外貿易経済合作部（訳注：現在の商務部、以下同じ）
3	中国国内で工事を請け負う外国企業管理暫定弁法	1994年	建設部
4	外商投資建設業企業設立に関する若干の規定	1995年	建設部、対外貿易経済合作部
5	中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則	1995年	国務院
6	国家税務総局 日中税収協定およびその議定書関連条項の説明に関する通知	1997年	国家税務総局
7	国家税務総局 外国企業の常駐代表機構が税収協定でいう常設機構にあたるか否かの問題に対する説明に関する通知	1999年	国家税務総局
8	国外独資工事設計コンサルティング企業または機構の特別事業工事設計資格申請関連問題に関する通知	2000年	建設部
9	建設工事実地調査設計管理条例	2000年	国務院
10	中華人民共和国外資企業法実施細則	2001年	国務院
11	中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例	2001年	国務院
12	外商投資建設工事設計企業管理規定	2002年	建設部、対外貿易経済合作部
13	外商投資建設業企業管理規定	2002年	建設部、対外貿易経済合作部
14	「建設部 外商投資建設業企業の管理規定中の関連資格の管理に関する実施弁法」印刷配布に関する通知	2003年	建設部
15	工事総請負および工事業管理企業の育成・発展に関する指導意見	2003年	建設部
16	外国企業が中華人民共和国国内において建設工事の設計活動に従事する場合の管理に関する暫定規定	2004年	建設部
17	建設工事業管理試行弁法	2004年	建設部
18	建設インテリジェント化工事設計および施工	2006年	建設部

	等 4 つの資格基準に関する実施意見		
19	国家税務総局 税収協定の常設機構認定等に関連する問題に関する通知	2006 年	国家税務総局
20	国家税務総局 外国企業が中国国内において役務活動を提供する常設機構の判定および利潤の帰属問題に関する回答	2006 年	国家税務総局
21	外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則	2007 年	建設部、商務部
22	中華人民共和国企業所得税法実施条例	2007 年	国務院
23	中華人民共和国営業税暫定条例	2008 年	国務院
24	国家税務総局 非居住企業が工事業務を請け負い、役務を提供することに関する税収管理の暫定弁法	2009 年	国家税務総局
25	「外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法」印刷配布に関する通知	2010 年	国家税務総局
26	中華人民共和国入札募集・入札法実施条例	2011 年	国務院
27	「営業税から増値税への徴収変更試行計画」印刷配布に関する通知	2011 年	財政部、国家税務総局
28	日中税収協定が適用される日本が新たに創設した税種に関する公告	2012 年	国家税務総局
29	中華人民共和国出境入境管理法	2012 年	国務院

注意：公布部門名は公布当時のものである。

## 6.2 本レポートに関連する資格

業務分野	No.	名称
工事の設計	1	工事設計業実施資格（建設業）
	2	工事設計実施専門資格（建設業）
	3	建設装飾工事設計特別事業資格
	4	建設インテリジェント化システム設計特別事業資格
	5	建設カーテンウォール設計特別資格
工事の施工	1	家屋建設工事施工請負企業資格
	2	地盤と基礎工事専門請負企業資格
	3	建築造作・装飾工事専門請負企業資格
	4	建設カーテンウォール工事専門請負企業資格
	5	エレベーター取付工事専門請負企業資格
	6	建設インテリジェント化工事専門請負企業資格
	7	電気機械設備取付工事専門請負企業資格

## 6.3 本レポートのコンサルティングに関連する部門

部門の名称	電話番号	ウェブサイト
在中国日本国大使館経済部	(+86) 10-85319800	<a href="http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm">http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm</a>
中国商務部国際経貿関係司	(+86) 10-65197703	<a href="http://gjs.mofcom.gov.cn/">http://gjs.mofcom.gov.cn/</a>
中国商務部亜洲司	(+86) 10-65198862	<a href="http://yzs.mofcom.gov.cn/">http://yzs.mofcom.gov.cn/</a>
中国商務部対外貿易司	(+86) 10-65121919	<a href="http://wms.mofcom.gov.cn/">http://wms.mofcom.gov.cn/</a>
住宅・都市農村建設部 建築市場監管司	(+86) 10-58933772	<a href="http://www.mohurd.gov.cn/">http://www.mohurd.gov.cn/</a>
国家稅務總局	(+86) 10-63417114	<a href="http://www.chinatax.gov.cn/">http://www.chinatax.gov.cn/</a>
北京市国家稅務局国際科	(+86) 10-88372266	<a href="http://www.bjsat.gov.cn/">http://www.bjsat.gov.cn/</a>
北京市朝陽区国家稅務局 第三稅務所	(+86) 10-85569628	北京市国家稅務局の下位組織で、単独のウェブサイトはない

#### 6.4 建設工事に関連する政府部門および業界団体

類別	No.	部門名	各部門の職責
政府部門	1	中国商務部	外国企業設立の管理業務
	2	中国工商行政管理総局	企業の工商登録、登記
	3	住宅・都市農村建設部	①建設工事（施工、設計）に関連する資格の審査、認定 ②建設工事（施工、設計）プロジェクトの契約の届け出
	4	国家税務総局	企業税務の納付と管理
	5	国家発展改革委員会	外資企業が投資する重大プロジェクトの審査
	6	中国財政部	その他の部門に協力し、建設工事に関連する財政政策の策定に参画
業界団体	1	中国建設工事協会	①国内外企業の企業に関連する工事のコンサルティング情報の提供、実地調査および市場の動向等の情報を提供 ②国内外企業の委託を受け、工事コンサルティング、実地調査、設計、監督管理およびその他の経済技術提携におけるサービスを提供
	2	中国建築施工業協会	①政府主管部門に協力し、研究制定和实施業界発展のための計画や関連する法規を研究、制定、実施し、業界の管理を推進 ②政府主管部門の授権または委託を受け、基準・規範の制定への参画または制定の手配を行い、業界の統計、信用評価、資格および職業資格の審査、基準到達評価等の実施の手配を行う
	3	中国建設業協会	①建設業企業が市場に配慮するよう誘導し、現代企業制度の確立や経営メカニズムの改善を促進させる ②政府主管部門に協力し、業界発展のための計画や関連する法規を研究、制定、実施する
	4	中国建築施工管理協会	①建築施工業界の管理等に関連する情報を収集、整理、分析、発表する ②業界の発展、市場の動き、技術の進歩、管理のイノベーション等を取り巻く状況を調査、研究し、政府部門に向けて業界や企業の意見・要求を適時報告する
	5	中国建設工事質量協会	①工事の実地調査設計体制の改革、技術の進歩および科学的管理の促進、投資効率向上等の効果・利益に関する課題に対し、調査・研究を展開し、政府に建設的な意見を提示する

		②業界の基本的な状況の調査を行い、国内外の業界の基本データを研究する
6	中国建設装飾工事協会	業界の技術の評価や工事の評価を行い、業界の健全な評価体系を構築し、業界における科学技術の進歩および生産力の発展を促進させる
7	中国工事設計協会	①業界の改革および発展の理論、方針、政策を研究、検討 ②実地調査の設計に関連する法律、政策、技術、管理、市場等のコンサルティングサービスを展開
8	中国建築設計協会	建築施工業の管理等に関連する情報を収集、整理、分析、発表する。業界の国外での発展状況、国内外の動向や傾向を分析し、市場予測を行う
9	中国工事設計管理協会	①工事設計企業の管理発展理論を研究、企業管理の現代化やイノベーションの成果を評価し、それらをまとめ、実践の中でこれらを普及、応用させていく ②政府の関連部門の委託を受け、工事設計業界に関連する法規の制定、国家重点工事設計事業担当企業の資格の査定を行う予定

建設・工事に関する制度（中国）

2014年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.